

第2期佐倉市子ども・子育て支援
事業計画（素案）

令和2年 月

佐 倉 市

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では、経済状況の低迷を背景とした子育てに対する負担感の増大、女性の社会進出による婚姻率の低下や晩婚化等さまざまな要因から、徐々に少子化が進行してきました。

平成17年の合計特殊出生率は、人口を維持するのに必要とされる2.07を大きく下回る、1.26まで低下し、出生者数も100万人を割り込むことが見込まれるなど、近年では、その進行が急速なものとなっており、早急な対応が必要となっていました。

急速に進行する少子化や、家庭や地域を取り巻く社会環境の変化を受け、国では、次世代育成対策推進法を策定し、子育てのための環境改善に取り組んできましたが、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立する、いわゆる「ワンオペ育児」の問題は解消されず、子育てに孤立感を抱える保護者は依然として多い状況となっています。

また、経済状況が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続ける一方、保育園に子どもを預けたいと希望しても待機児童となってしまうなど、仕事と子育てを両立するための環境整備が十分とはいえず、子どもや子育てをめぐる環境は厳しい状況が続いています。

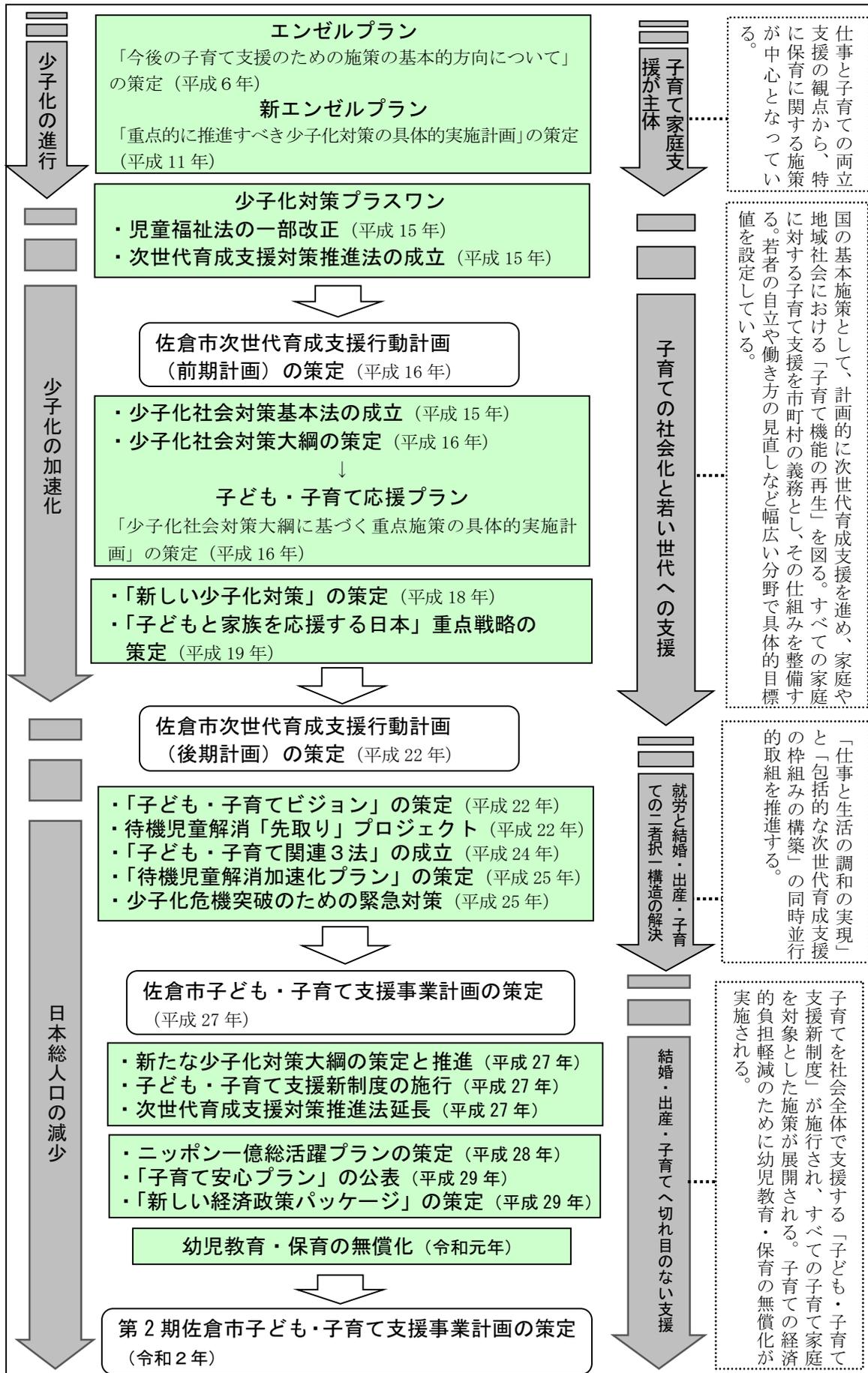
このような状況を受け、これまでの取り組みを大幅に刷新し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に進めていくことを目指し、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

本市でも、これを受け、平成27～31年度を計画期間として、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的に「佐倉市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画では、以下の6種の基本目標を定め、事業を進めてきましたが、第2期計画においても、第一期計画の施策を引き継ぎ、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する仕組みを構築していきます。

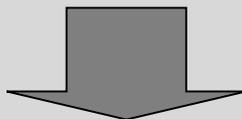
佐倉市子ども・子育て支援事業計画における基本目標	
1	質の高い教育・保育の総合的な提供
2	地域における子育て支援
3	すこやかに生まれ育つ環境づくり
4	仕事と子育てを両立させる社会づくり
5	配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援
6	子どもの最善の利益を支える仕組みづくり

国の少子化対策の流れと佐倉市子ども・子育て支援事業計画



子ども・子育て支援事業計画における策定の視点

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。



子ども・子育て支援事業計画に盛り込む内容

(必須記載事項)

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(任意記載事項)

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(資料：内閣府 子ども・子育て支援法に基づく基本指針より作成)

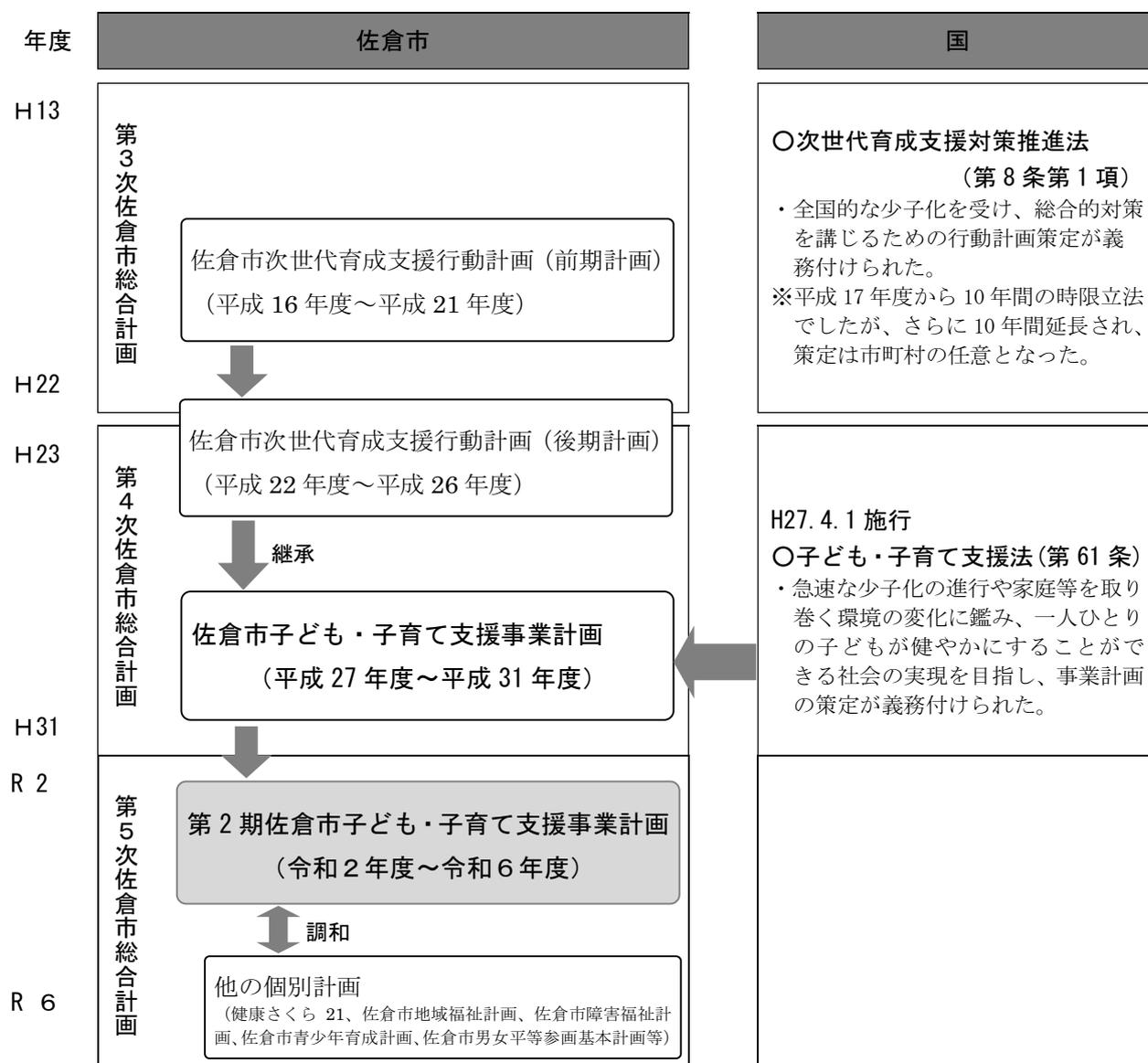
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。国より示された「教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成すべき目標や実施時期を明らかにし、計画的に取り組みを推進します。

また、本計画は、「第5次佐倉市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図り策定するものです。

なお、次世代育成支援対策推進法の趣旨を鑑み、本計画を、少子化対策のための行動計画と一体のものとして位置づけています。

上位計画、関連法案との関係



3 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業などすべての個人及び団体を対象とします。

なお、本計画における「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

本計画の計画期間

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
計画策定	第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
	必要に応じて見直し				評価・次期計画策定	次期計画（R7～）		

5 計画の策定方法

本計画は、市民や保育の専門家等から選ばれた委員により構成する「佐倉市子育て支援推進委員会」において計画の協議、検討を行いました。また、市役所の関係各課で構成する「佐倉市子ども・子育て支援事業計画庁内検討会」を設置し、事業間の調整や今後の方針など、具体的な施策の検討を行いました。

また、平成30年12月に実施した子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果やパブリックコメントなど広く市民のかたの意見をお聞きして策定しました。

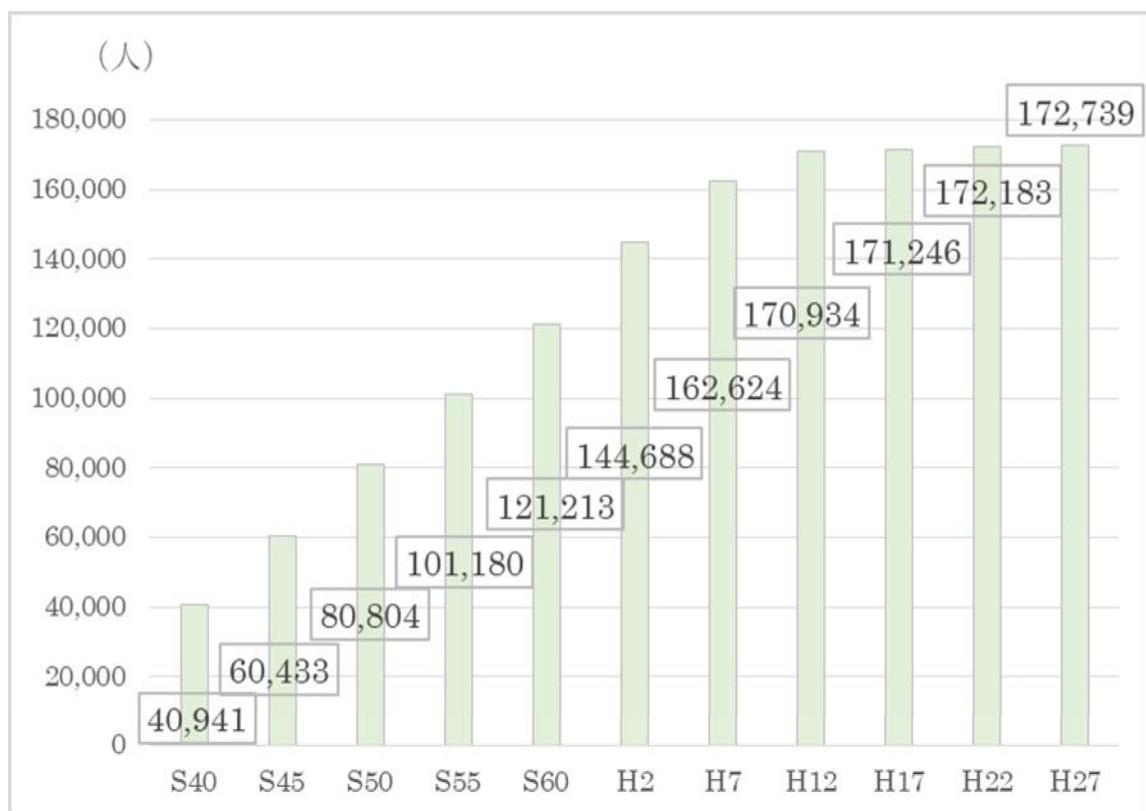
第2章

子どもと子育ての現状

1 総人口と世帯等の推移

(1) 佐倉市の人口の推移

本市は東京都心部から約40km、千葉市から約15kmという通勤に至便な立地にあることから首都圏のベッドタウンとして大規模な宅地造成が行われ、昭和40年代から平成12年頃まで人口は増加してきました。最近ではこの増加傾向は弱まり、平成27年の国勢調査によると、本市の人口は172,739人であり、平成12年からほぼ横ばいの傾向で推移しています。

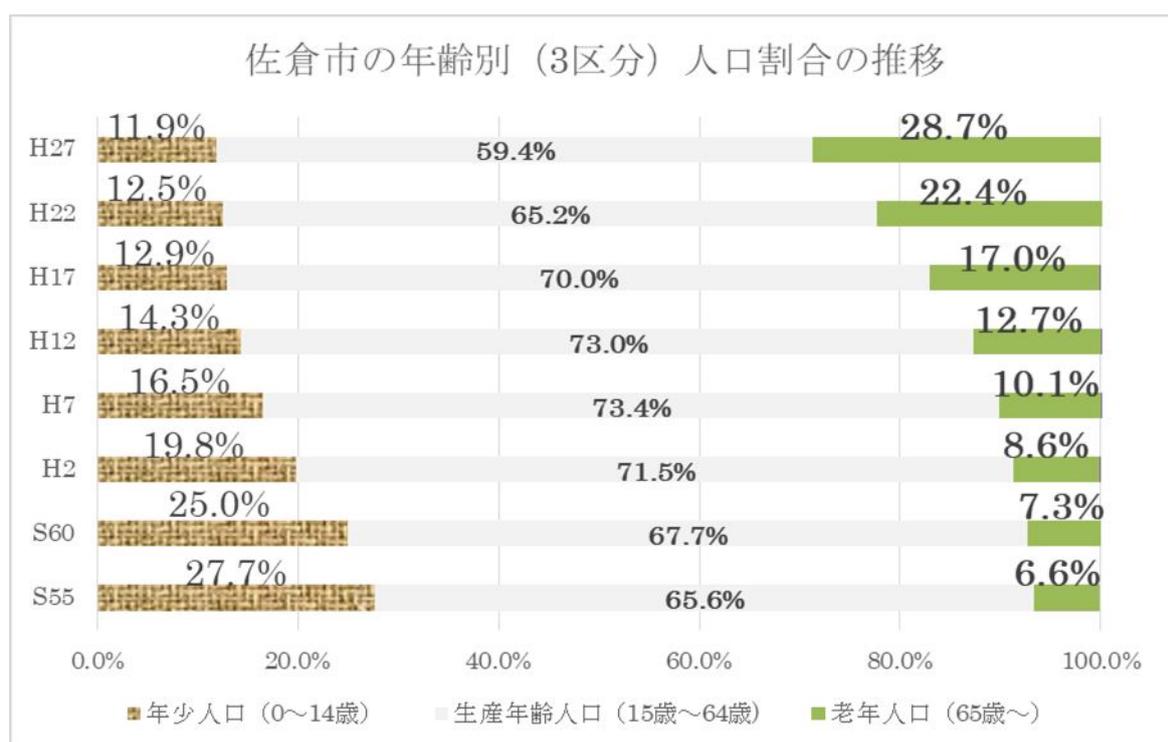


資料：国勢調査

(2) 年齢別（3区分）人口割合の推移

年齢別人口割合の推移をみると、総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は減少し続けており、昭和55年の27.7%に対して、平成27年では11.9%と35年で大幅に減少しています。

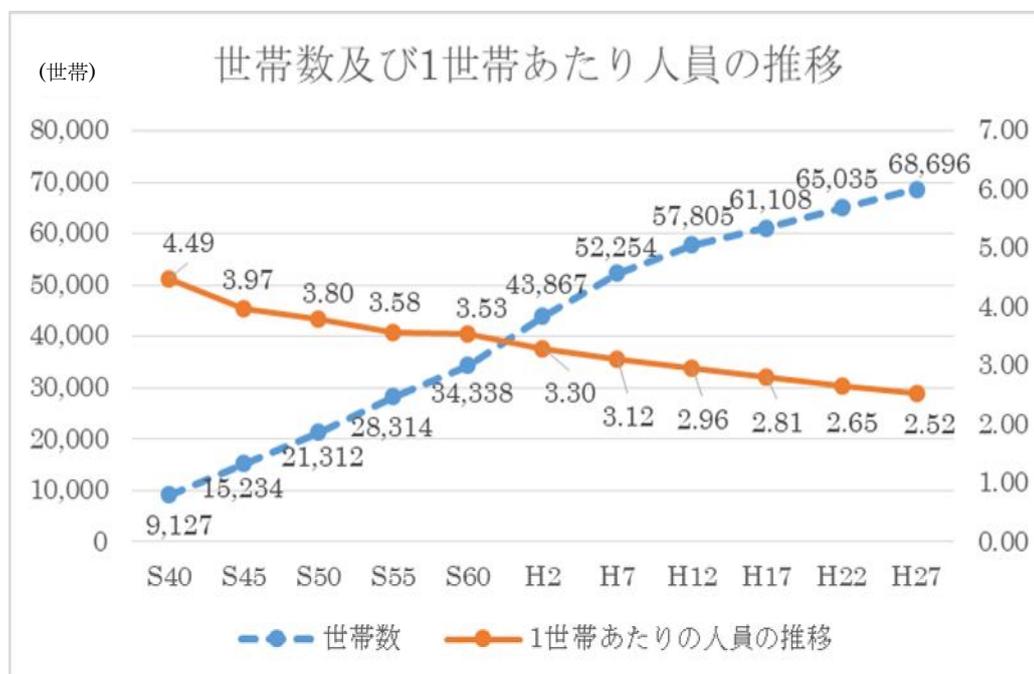
一方、総人口に占める老年人口（65歳以上）の割合は増加し続けており、昭和55年の6.6%に対して、平成27年では28.7%と20ポイント以上増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査

(3) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は昭和40年から増加傾向で推移しています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、夫婦のみ、夫婦と子どもといった核家族化の進行や、単身世帯の増加がうかがえます。



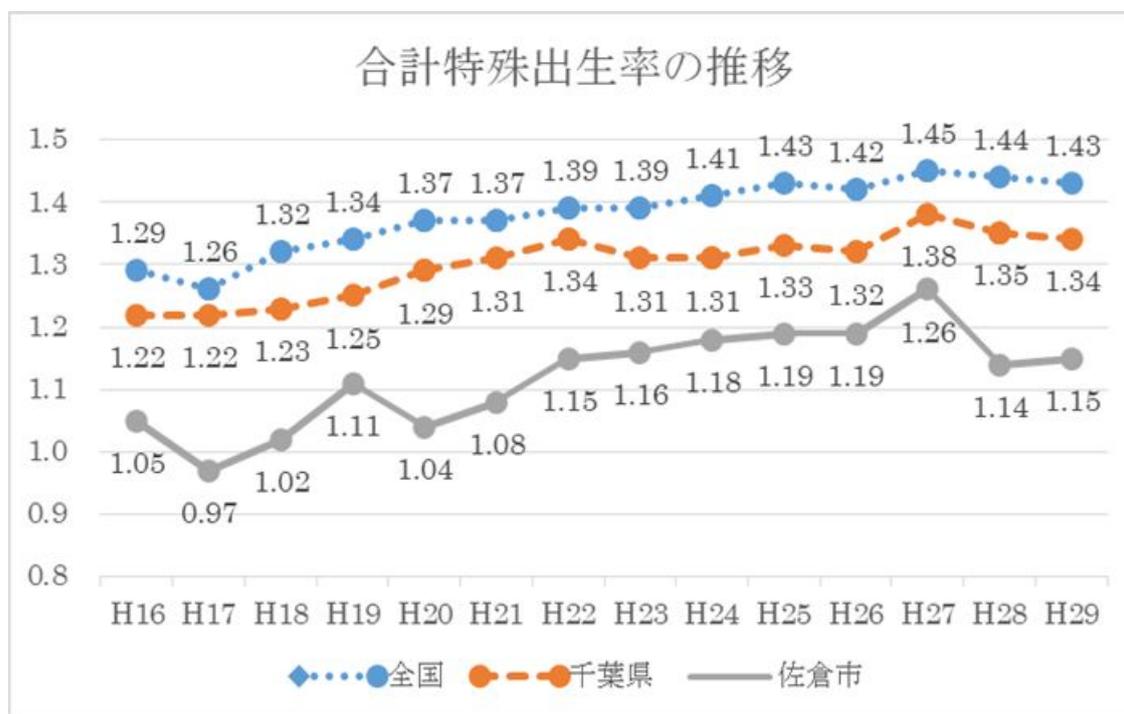
資料：国勢調査

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率^{*}の推移をみると、平成17年には、0.97まで減少しましたが、その後、平成21年からは増加傾向にあります。しかし、依然として千葉県、国に比べると大きく下回っています。

なお、現在の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率は概ね2.07とされています。

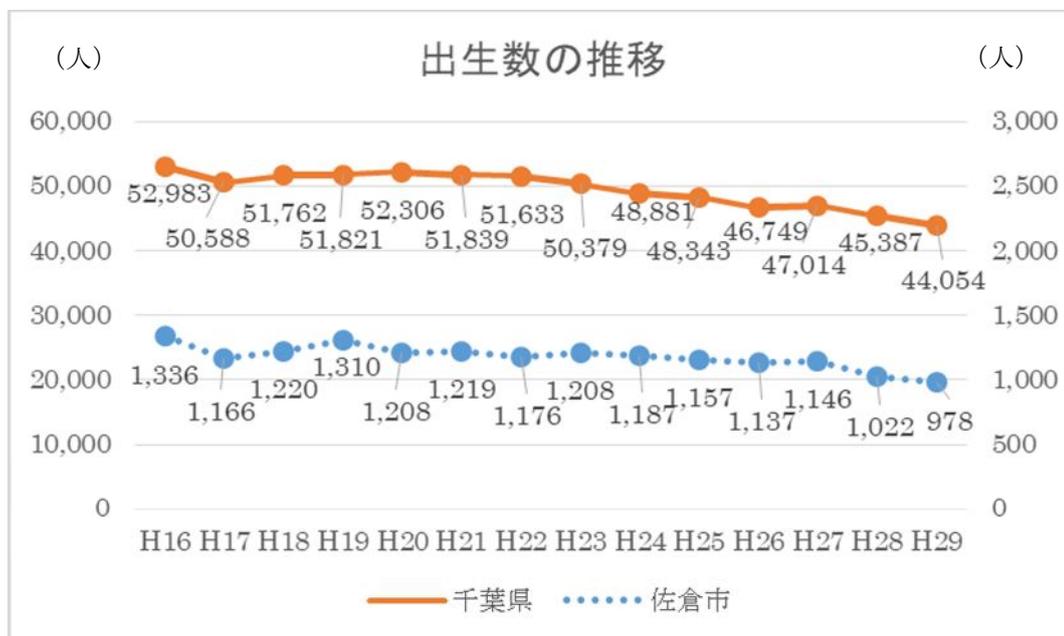


資料：千葉県衛生統計年報

*合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられる子どもの数。

(2) 出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、平成20年以降、概ね1,200人前後で推移していましたが、平成29年度に1,000人を下回りました。また千葉県の出生数は、平成23年まで50,000人を超えていましたが、平成24年には50,000人を下回りました。



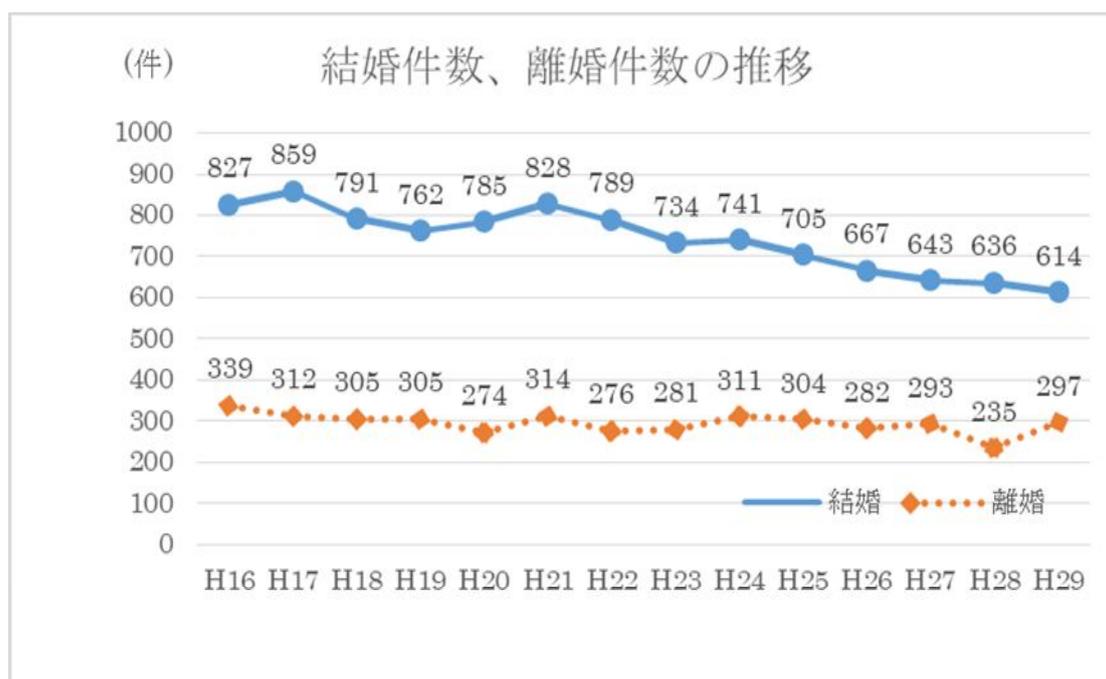
資料：佐倉市統計表

本市ではしばらく横ばいで推移していた出生数に、減少傾向が見られます。子どもを産む世代の女性の数の減少や、現在の合計特殊出生率の水準を考え合わせると、今後一層の少子化が進んでいくものと考えられます。

(3) 結婚件数、離婚件数の推移

本市の結婚件数についてみると、平成 21 年までは 800 件前後で推移していましたが、平成 22 年からは減少傾向にあります。

離婚の件数は年度により増減がありますが、300 件前後で推移しています。離婚等によるひとり親家庭においては、子どもを預ける必要性がより強いものと考えられます。

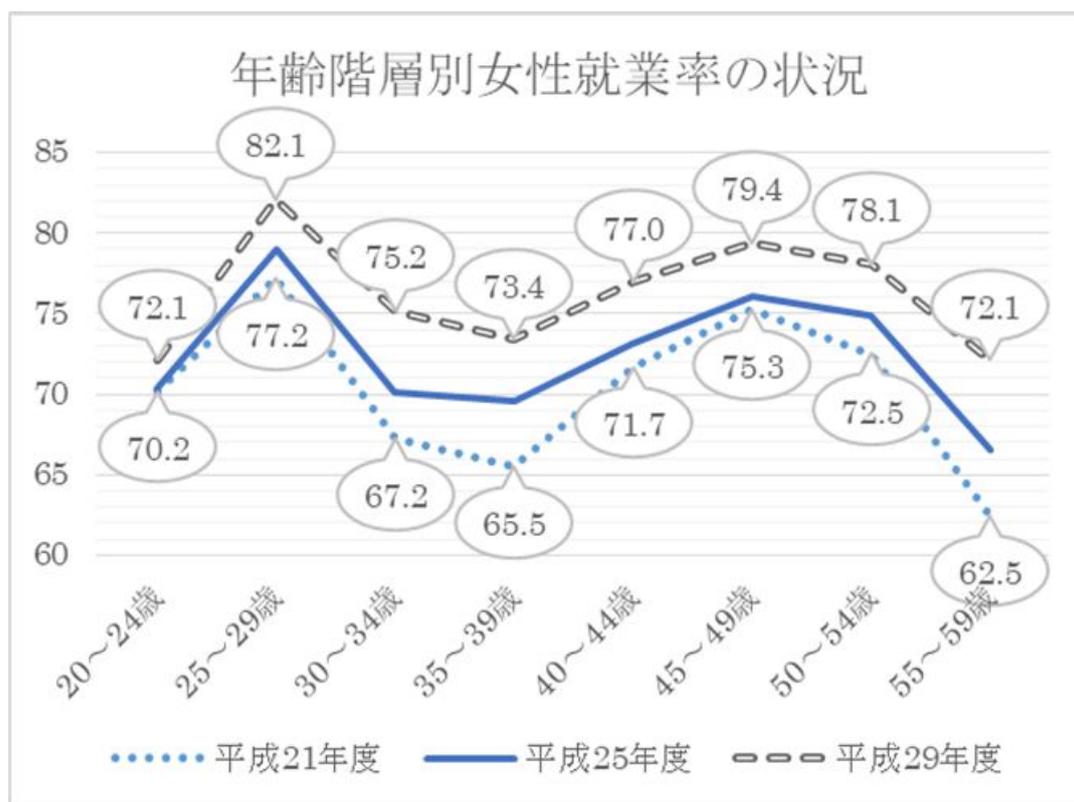


資料：千葉県衛生統計年報

(4) 年齢階層別女性就業率の状況

日本の女性の就業率は、出産や育児により低下し、子どもの成長とともに上昇する傾向にあり、20歳代と40～50歳代を2つの頂点とし、30歳代を谷とするM字カーブを描いています。

年齢階層別の女性就業率の推移をみると、国と同様の傾向にありますが、平成21年から平成29年でM字カーブが次第に緩やかになっていることから、子育てをしながら就労する女性が増加していることが考えられます。



資料：男女共同参画白書

3 子育て支援サービスの現状

(1) 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の状況

令和元年5月1日現在、本市には、公立幼稚園が3園、私立幼稚園が7園、認定こども園4園の、合計14園あります。

地区別で見ると、佐倉地区に4園、根郷、和田地区、弥富地区にはそれぞれ1園、臼井地区に3園、志津地区に4園あります。

市内の幼稚園の定員数の合計は令和元年5月1日現在、2,630人、認定こども園（幼稚園部分）の定員数は374人となっています。地区別では、人口の多い志津地区で幼稚園と認定こども園（幼稚園部分）の合計で1,151人と最も多くなっています。

増加する保育ニーズへの対応のため、預かり保育の充実や認定こども園へ移行する幼稚園が増えていきます。

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）入園児数

(単位:人)

年度	公・私	園数	定員	園児総数	3歳	4歳	5歳
26年度	公立	3園	290	111	—	48	63
	私立	10園	2,980	2,466	720	879	867
	認定こども園	—	—	—	—	—	—
27年度	公立	3園	290	85	—	33	52
	私立	10園	2,980	2,416	733	789	894
	認定こども園	1園	25	20	6	10	4
28年度	公立	3園	290	80	—	45	35
	私立	10園	2,980	2,314	716	788	810
	認定こども園	1園	25	23	8	7	8
29年度	公立	3園	290	83	—	36	47
	私立	9園	2,710	2,243	688	768	787
	認定こども園	2園	98	67	28	20	19
30年度	公立	3園	290	71	—	33	38
	私立	8園	2,610	2,057	607	702	748
	認定こども園	3園	179	149	38	60	51
31年度 (R元年度)	公立	3園	290	79	—	47	32
	私立	7園	2,340	1,685	510	555	620
	認定こども園	4園	374	382	132	115	135

資料：学務課、子育て支援課（各年5月1日現在）

地区別幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の定員数、入園児数

(単位:人)

地区	定員数	入園児数	入園率
佐倉地区	905	672	74.3%
根郷地区	73	46	63.0%
和田地区	40	6	15.0%
弥富地区	40	11	27.5%
臼井・千代田地区	795	569	71.6%
志津地区	1,151	842	73.2%
合計	3,004	2,146	71.4%

資料：学務課、子育て支援課（令和元年5月1日現在）

(2) 保育園等の状況

平成31年4月1日現在、本市には、公立保育園が7園、民間保育園が24園、民間の認定こども園が4園、小規模保育事業所等が4園、合計39園あります。

地区別で見ると、佐倉地区に5園、根郷地区に5園、臼井地区に7園、千代田地区に3園、志津地区に19園あります。

市内の保育園等の定員数の合計は令和元年4月1日現在、2,694人となっています。公立と私立で分けてみると、公立828人に対して私立が1,866人です。

地区別では、幼稚園と同様に、人口の多い志津地区で1,283人と最も多くなっています。

また、保育ニーズの増加により、平成31年4月1日現在で29人の待機児童が発生しています。

保育園等入園児数

(単位：人)

年度	公・私	園数	定員	園児総数	0歳	1～2歳	3歳以上
26年度	公立	8園	918	929	45	318	495
	私立	13園	862	863	50	318	495
27年度	公立	8園	918	909	36	295	578
	私立	20園	1,070	1,054	60	414	580
28年度	公立	7園	828	807	37	269	511
	私立	22園	1,278	1,244	64	485	685
29年度	公立	7園	828	819	40	275	504
	私立	29園	1,618	1,444	79	593	772
30年度	公立	7園	828	781	39	244	498
	私立	31園	1,737	1,572	91	627	854
31年度 (R元年度)	公立	7園	828	753	40	274	520
	私立	32園	1,866	1,715	103	621	936

(各年4月1日現在)

地区別保育園等の定員数、入園児数

(単位：人)

地区	定員数	入園児数	入園率
佐倉地区	457	428	93.7%
根郷地区	379	328	86.5%
臼井・千代田地区	575	545	94.8%
志津地区	1,283	1,167	91.0%
合計	2,694	2,468	91.6%

(平成31年4月1日現在)

待機児童数

(単位：人)

年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
待機児童数	47	37	34	41	0	15	29

(各年4月1日現在)

資料：子育て支援課

(3) 学童保育の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在、市内には各小学校区に 1 か所以上の学童保育所があります。(公立：30 か所、市立：3 か所)

定員数の合計は 1,705 人となっており、地区別では志津地区の 730 人が最も多くなっています。学童保育への登録者数の合計は 1,690 人で、定員数に対する登録者の割合は 95.7%となっています。登録者の増加に合わせて施設整備を進めていますが、平成 29 年度以降待機児童が発生している状況です。

学童保育所登録者数

(単位：人)

年度	公・私	か所数	定員数	登録者数	登録者数	
					うち1～3年生	うち4～6年生
26年度	公立	25か所	1,215	948	756	192
	私立	5か所	210	285	226	59
27年度	公立	27か所	1,290	1,047	824	223
	私立	5か所	230	300	230	70
28年度	公立	29か所	1,430	1,222	925	297
	私立	5か所	230	297	231	66
29年度	公立	30か所	1,535	1,325	990	335
	私立	3か所	170	243	167	76
30年度	公立	30か所	1,535	1,402	1,056	346
	私立	3か所	170	229	152	77
31年度	公立	30か所	1,535	1,466	1,117	349
	私立	3か所	170	224	165	59

(各年 4 月 1 日現在)

地区別学童保育所(児童クラブ)の定員数、登録者数、平均利用人数

(単位：人)

地区	か所数	定員数	登録者数		登録者数 ／ 定員数	平均利用 人数(平日)	平均利用 人数(平 日)／定員
			1～3年	4～6年			
佐倉地区	5	285	182	62	85.6%	149.1	52.3%
根郷和田弥富地区	7	335	200	101	89.9%	187.2	55.9%
臼井・千代田地区	7	355	259	88	97.7%	204.3	57.5%
志津地区	14	730	641	157	109.3%	468.8	64.2%
合計	33	1,705	1,282	408	99.5%	1009.4	59.2%

※平均利用人数は平成 30 年度の平均値。

(平成 31 年 4 月 1 日現在) 資料：子育て支援課

待機児童数

(単位：人)

年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
待機児童数	0	0	0	0	19	20	30

(各年 4 月 1 日現在) 資料：子育て支援課

4 佐倉市子ども・子育て支援事業計画（第1期）の進捗状況

第1期計画で定めた、令和元年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量（数値目標）の達成状況は下表のとおりです。

事業名	事業内容		進捗状況 (平成31年4月1日現在)
	平成27年3月31日 現在実績	目標事業量 (平成27年度～令和元年度)	
通常保育事業 (保育園等定数)	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育園での保育を実施する事業		2,703人 (保育園 31園) (認定こども園 4園) (地域型保育事業 4園)
	1,904人	2,809人	
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間(7:00～18:00)を超えて保育を行う事業		2,595人
	1,904人	2,801人	
放課後児童 健全育成事業	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に、放課後や長期休業中の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業		1,705人(33か所)
	1,425人 (30か所)	1,795人(34か所)	
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	保護者が病気やけがにより子どもの養育が困難となった場合に7日間を限度に子どもを預かる事業		100人(1か所)
	0人	210人(2か所)	
地域子育て支援 拠点事業	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業		18か所
	17か所	20か所で実施	
一時預かり事業 (一般型)	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育園において一時的な保育を行う事業		19,920人(9か所)
	19,920人 (8か所)	35,400人 (12か所)	
病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	病気や病気の回復期にあり、保育園等での集団保育が困難な子どもを一時的に預かる事業		885人(3か所)
	885人(3か所)	1,180人(4か所)	
ファミリーサポート センター事業	育児の援助をしたい人と援助を受けたい人を会員とする組織により、保育園までの送迎、保育園閉所後の一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業		1か所
	延べ6,200人	延べ6,800人	

※目標事業量はすべて公立、民間それぞれを合算した数値

5 子ども・子育て支援に係るニーズ調査の結果と分析

(1) 将来人口の推計

① 人口の推計にあたって

本計画では、将来の子どもの人口を推計することによって、ニーズ量を算出することを求められている事業については、佐倉市人口推計（平成26年11月）の数値を使用しています。

② 子どもの人口の推計

本市の将来の子どもの人口を推計した結果は下表のとおりです。令和2年から令和6年にかけて、子どもの人口の減少が予想されます。

計画期間における年齢別子どもの推計人口

(単位：人)

年齢	元年	2年	3年	4年	5年	6年
0歳	950	909	879	855	833	811
1歳	1,084	1,008	972	939	913	890
2歳	1,084	1,076	1,042	1,005	971	944
3歳	1,246	1,143	1,108	1,073	1,035	1,000
4歳	1,282	1,197	1,156	1,120	1,085	1,046
5歳	1,329	1,257	1,215	1,173	1,137	1,101
就学前乳幼児	6,975	6,590	6,372	6,165	5,974	5,792
6歳	1,362	1,398	1,271	1,228	1,186	1,149
7歳	1,330	1,373	1,405	1,277	1,235	1,192
8歳	1,366	1,390	1,379	1,412	1,283	1,241
小学校低学年児童	4,058	4,161	4,055	3,917	3,704	3,582
9歳	1,469	1,375	1,400	1,389	1,422	1,292
10歳	1,432	1,493	1,380	1,404	1,393	1,426
11歳	1,546	1,427	1,498	1,384	1,409	1,397
小学校高学年児童	4,447	4,295	4,278	4,177	4,224	4,115
合計	15,480	15,046	14,705	14,259	13,902	13,489

※令和元年は3月末現在の実績値。令和2年以降は推計値。

資料：佐倉市人口推計

(2) ニーズ調査の概要

① 目的

本計画策定に向けて、教育・保育の提供、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたニーズ調査を実施しました。

なお、調査結果は、第2期佐倉市子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果報告書にまとめてあります。

②実施機関

平成30年12月14日～12月28日にかけて実施し、郵送方式により調査票を配布・回収しました。

③実施対象

就学前の子どもを持つ保護者 1,000人

小学生の児童を持つ保護者 1,000人

④回収率

調査票の配布・回収状況

(単位：枚)

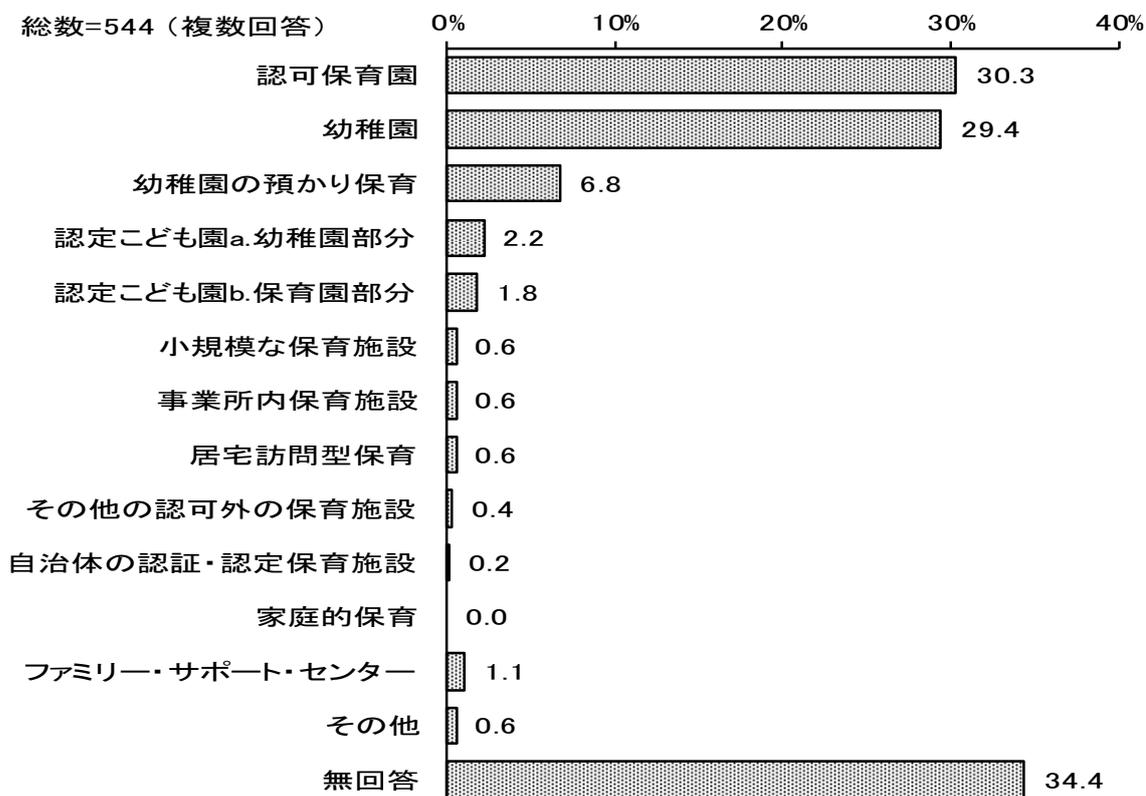
調査票	調査対象者数	回収数	有効回収数	回収率
就学前児童	1,000	545	544	54.4%
小学生児童	1,000	516	516	51.6%
合計	2,000	1,061	1,061	53.0%

資料：子育て支援課

(3) ニーズ調査結果（抜粋）

① 未就学児童が平日に利用している教育・保育事業（複数回答）

「認可保育園」が30.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が29.4%、「幼稚園の預かり保育」が6.8%となっています。



	全体	保育事業														
		幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園a.幼稚園部分	認定こども園b.保育園部分	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答	
全体	544 100.0	160 29.4	37 6.8	165 30.3	12 2.2	10 1.8	3 0.6	-	3 0.6	1 0.2	2 0.4	3 0.6	6 1.1	3 0.6	187 34.4	
年齢	0歳	125 100.0	-	-	17 13.6	-	3 2.4	1 0.8	-	-	-	1 0.8	-	-	105 84.0	
	1歳	45 100.0	2 4.4	1 2.2	8 17.8	-	2 4.4	-	-	1 2.2	-	1 2.2	3 6.7	-	28 62.2	
	2歳	107 100.0	17 15.9	2 1.9	37 34.6	-	2 1.9	2 1.9	-	2 1.9	1 0.9	1 0.9	-	2 1.9	1 0.9	47 43.9
	3歳	87 100.0	51 58.6	9 10.3	30 34.5	1 1.1	1 1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	3 3.4
	4歳	59 100.0	24 40.7	9 15.3	29 49.2	4 6.8	1 1.7	-	-	-	-	1 1.7	-	-	-	1 1.7
	5歳	119 100.0	66 55.5	16 13.4	42 35.3	7 5.9	1 0.8	-	-	-	-	-	1 0.8	1 0.8	2 1.7	3 2.5
	無回答	2 100.0	-	-	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(参考) 平成 25 年度ニーズ調査の結果

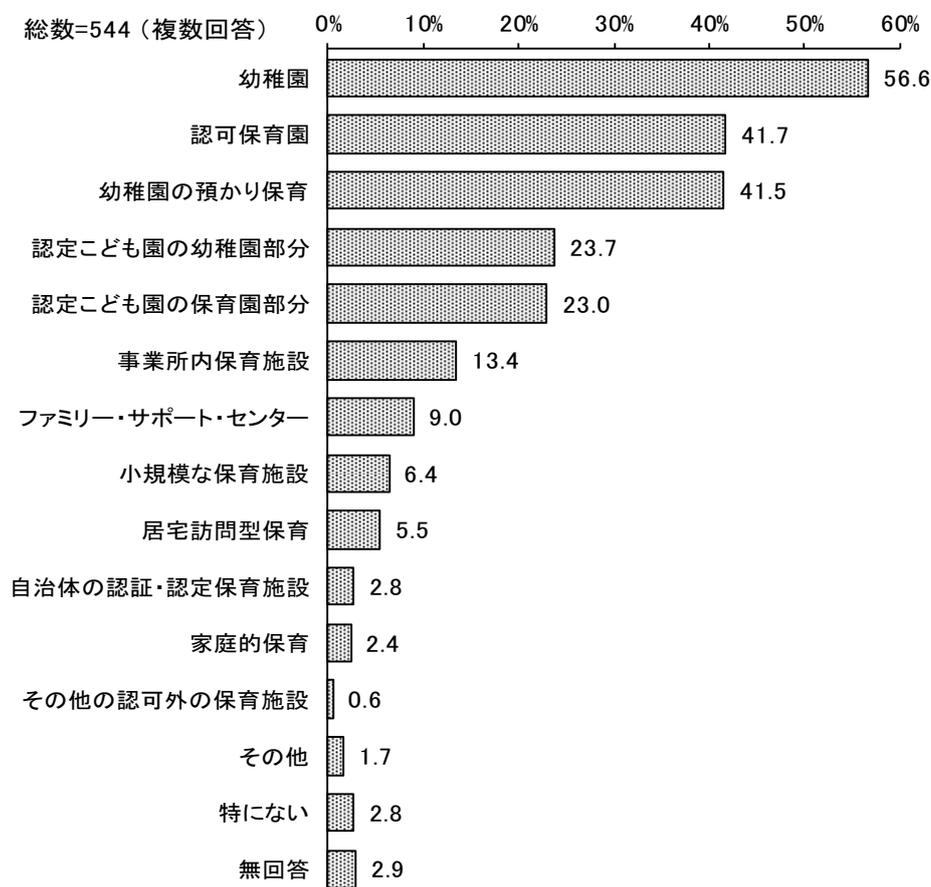
	合計	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリーサポートセンター	その他
0 歳	100.0%	-	3.3%	83.3%	3.3%	-	3.3%	6.7%	-	-	-
1～2 歳	100.0%	6.7%	1.1%	80.0%	2.2%	1.1%	3.3%	1.1%	1.1%	1.1%	2.2%
3～5 歳	100.0%	51.9%	27.8%	18.5%	-	0.5%	-	-	-	0.5%	0.9%

【平成 25 年度ニーズ調査結果との比較】

平成 25 年度調査では、3 歳から 5 歳では「幼稚園」の利用が多く、「保育園」の利用は 18.5%でしたが、平成 30 年度調査では 3 歳から 5 歳でも保育園の利用が 30%を超えています。

②現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業（複数回答）

「幼稚園」が 56.6%で最も多く、次いで「認可保育園」が 41.7%、「幼稚園の預かり保育」が 41.5%となっています。実際の利用よりも「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の希望が多くなっています。



年齢別に見ると、0歳で「認可保育園」が60.8%、「認定こども園の保育園部分」が36.0%、「小規模な保育施設」が14.4%、「事業所内保育施設」が22.4%と、他の年齢と比較して多くなっています。

	全体	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園の幼稚園部分	認定こども園の保育園部分	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	
全体	544 100.0	308 56.6	226 41.5	227 41.7	129 23.7	125 23.0	35 6.4	13 2.4	73 13.4	15 2.8	3 0.6	30 5.5	49 9.0	
年齢	0歳	125 100.0	51 40.8	43 34.4	76 60.8	34 27.2	45 36.0	18 14.4	7 5.6	28 22.4	4 3.2	7 5.6	10 8.0	
	1歳	45 100.0	29 64.4	19 42.2	13 28.9	15 33.3	13 28.9	3 6.7	-	5 11.1	1 2.2	4 8.9	5 11.1	
	2歳	107 100.0	71 66.4	44 41.1	47 43.9	25 23.4	17 15.9	6 5.6	2 1.9	11 10.3	3 2.8	7 6.5	7 6.5	
	3歳	87 100.0	55 63.2	40 46.0	29 33.3	19 21.8	19 21.8	2 2.3	1 1.1	9 10.3	3 3.4	6 6.9	11 12.6	
	4歳	59 100.0	30 50.8	24 40.7	25 42.4	8 13.6	12 20.3	-	-	7 11.9	-	1 1.7	1 1.7	6 10.2
	5歳	119 100.0	71 59.7	55 46.2	36 30.3	28 23.5	19 16.0	5 4.2	3 2.5	13 10.9	4 3.4	1 0.8	5 4.2	10 8.4
	無回答	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-

	その他	特にない	無回答
全体	9 1.7	15 2.8	16 2.9
年齢	0歳	-	6 4.8
	1歳	1 2.2	1 2.2
	2歳	2 1.9	2 1.9
	3歳	1 1.1	-
	4歳	2 3.4	1 1.7
	5歳	3 2.5	5 4.2
	無回答	-	-

【平成25年度ニーズ調査結果との比較】

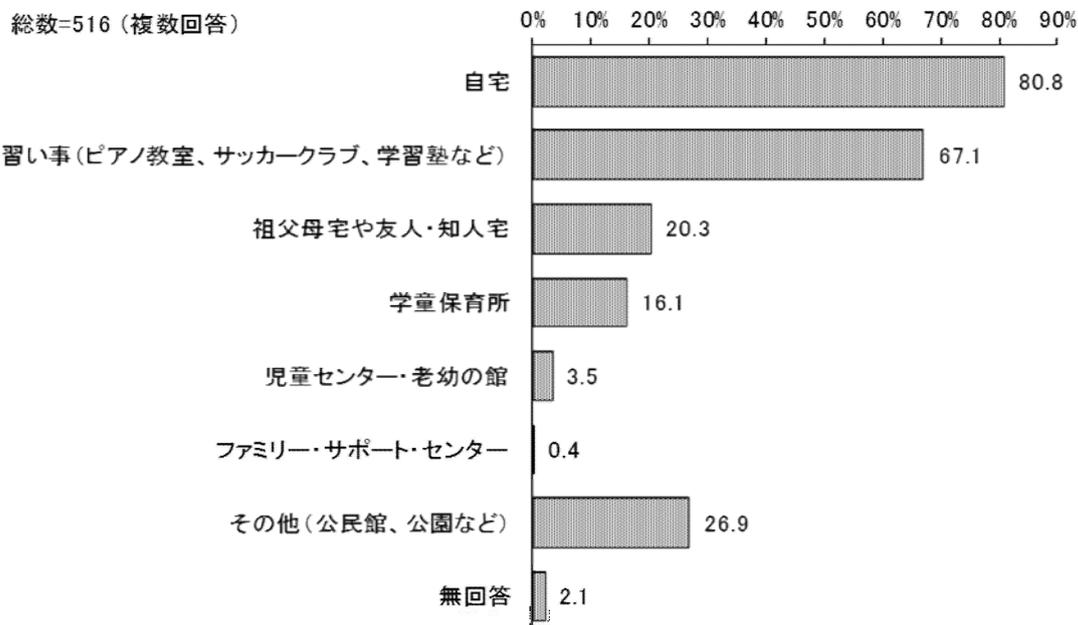
平成25年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育」の希望が大きく増加しています。

(参考) 平成25年度ニーズ調査の結果

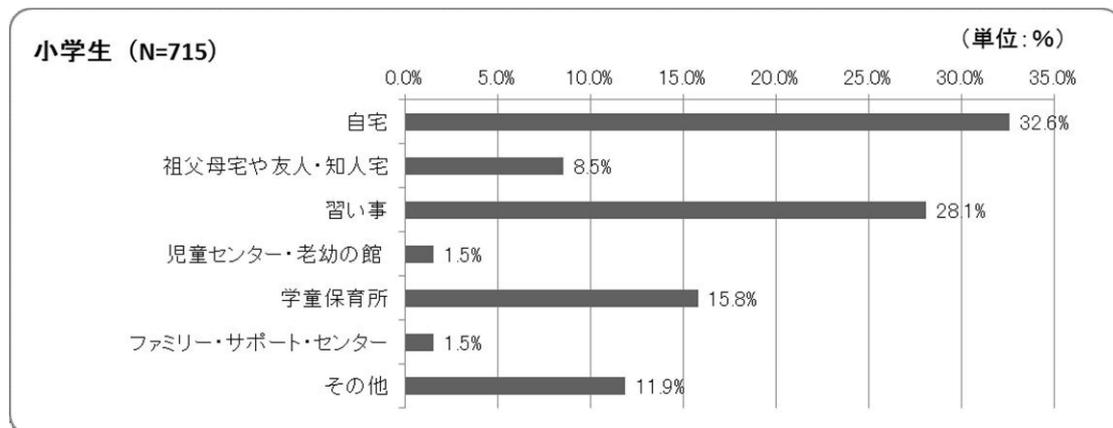
	合計	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他
0歳	100.0%	2.4%	7.2%	36.1%	2.4%	13.3%	1.2%	12.0%	9.6%	3.6%	3.6%	7.2%	1.2%
1～2歳	100.0%	8.1%	3.6%	45.2%	12.2%	4.1%	1.4%	9.5%	7.2%	2.3%	0.9%	4.5%	0.9%
3～5歳	100.0%	49.5%	29.8%	15.0%	1.0%	0.2%	-	0.4%	0.4%	-	0.2%	3.1%	0.6%

③小学生の放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方（複数回答）

「自宅」が80.8%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が67.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.3%となっています。



(参考) 平成 25 年度ニーズ調査結果

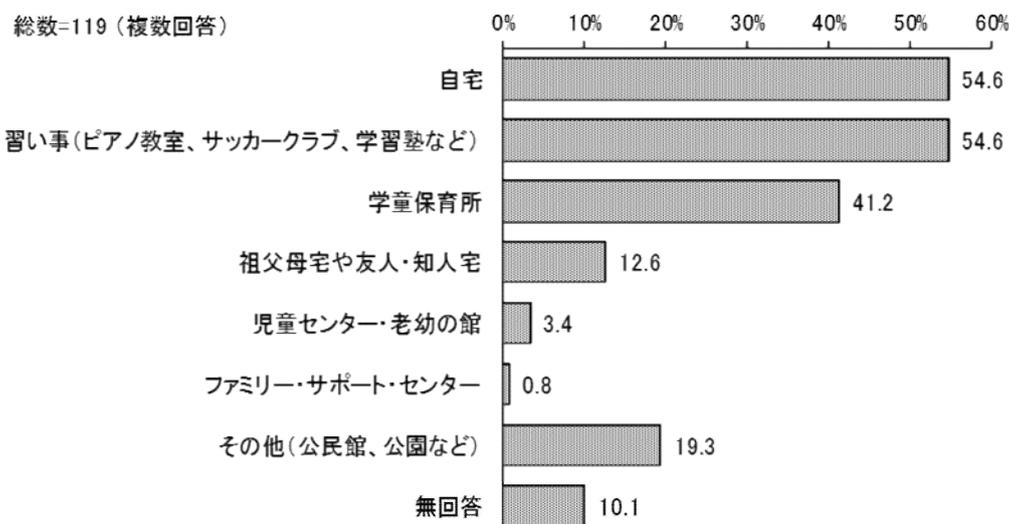


【平成 25 年度ニーズ調査結果との比較】

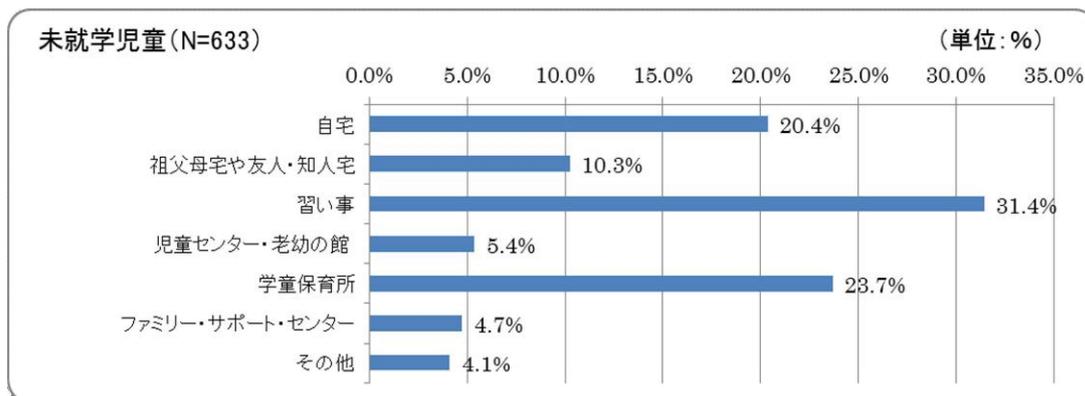
平成 25 年度調査でも「自宅」が最も多く、次が「習い事」、「学童保育所」の順となっていました。平成 30 年度調査では「学童保育所」より「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が多くなっています。

④未就学児童の保護者が希望する小学校低学年の放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方（複数回答）

「自宅」と「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」がそれぞれ54.6%で最も多く、次いで「学童保育所」が41.2%となっています。



(参考) 平成 25 年度ニーズ調査結果

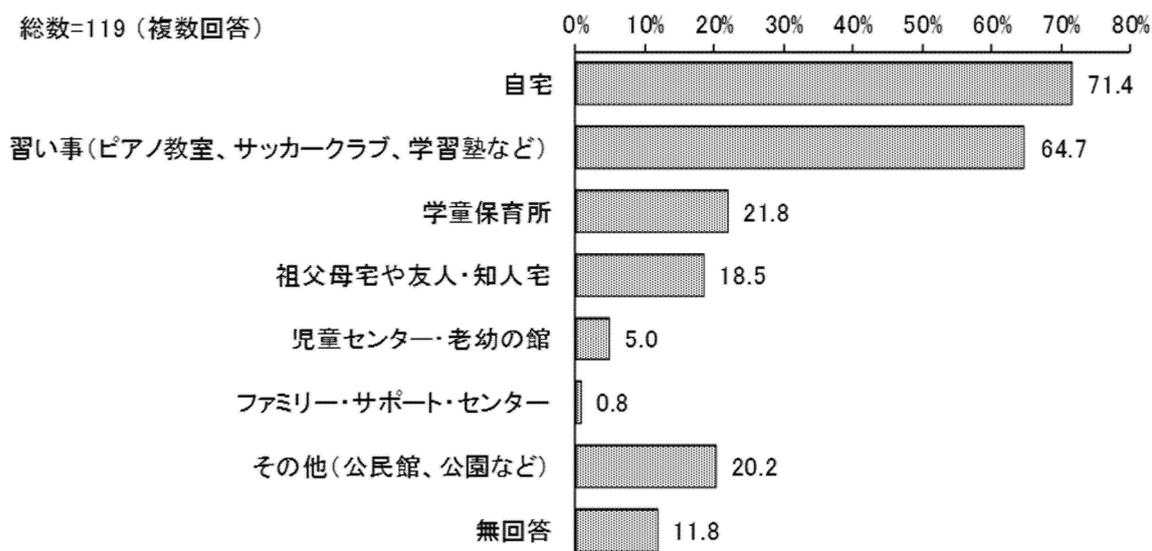


【平成 25 年度ニーズ調査結果との比較】

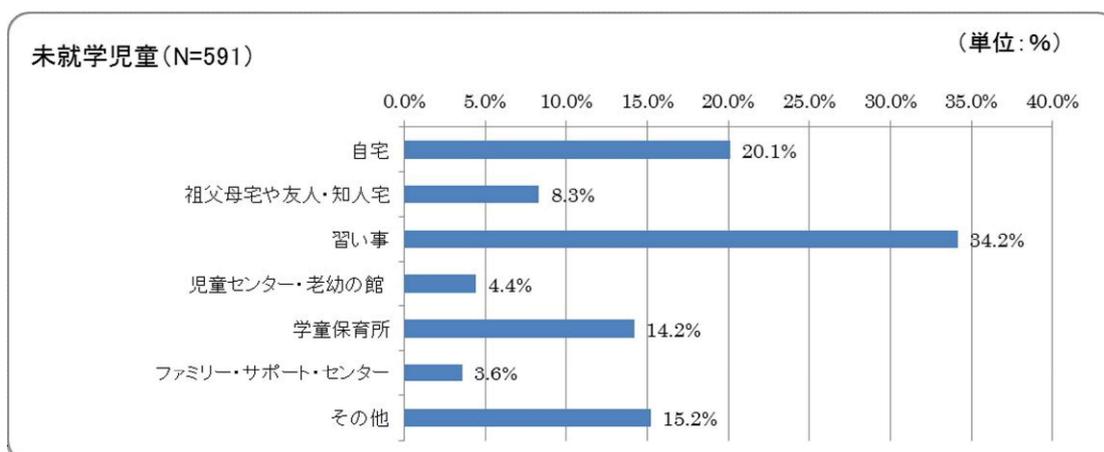
平成 25 年度調査では、「習い事」が最も多く、次いで「学童保育所」となっていました。平成 30 年度調査では、「自宅」の割合が最も多くなっています。

⑤未就学児童の保護者が希望する小学校高学年の放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方（複数回答）

「自宅」が71.4%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が64.7%、「学童保育所」が21.8%となっています。



(参考) 平成 25 年度ニーズ調査結果



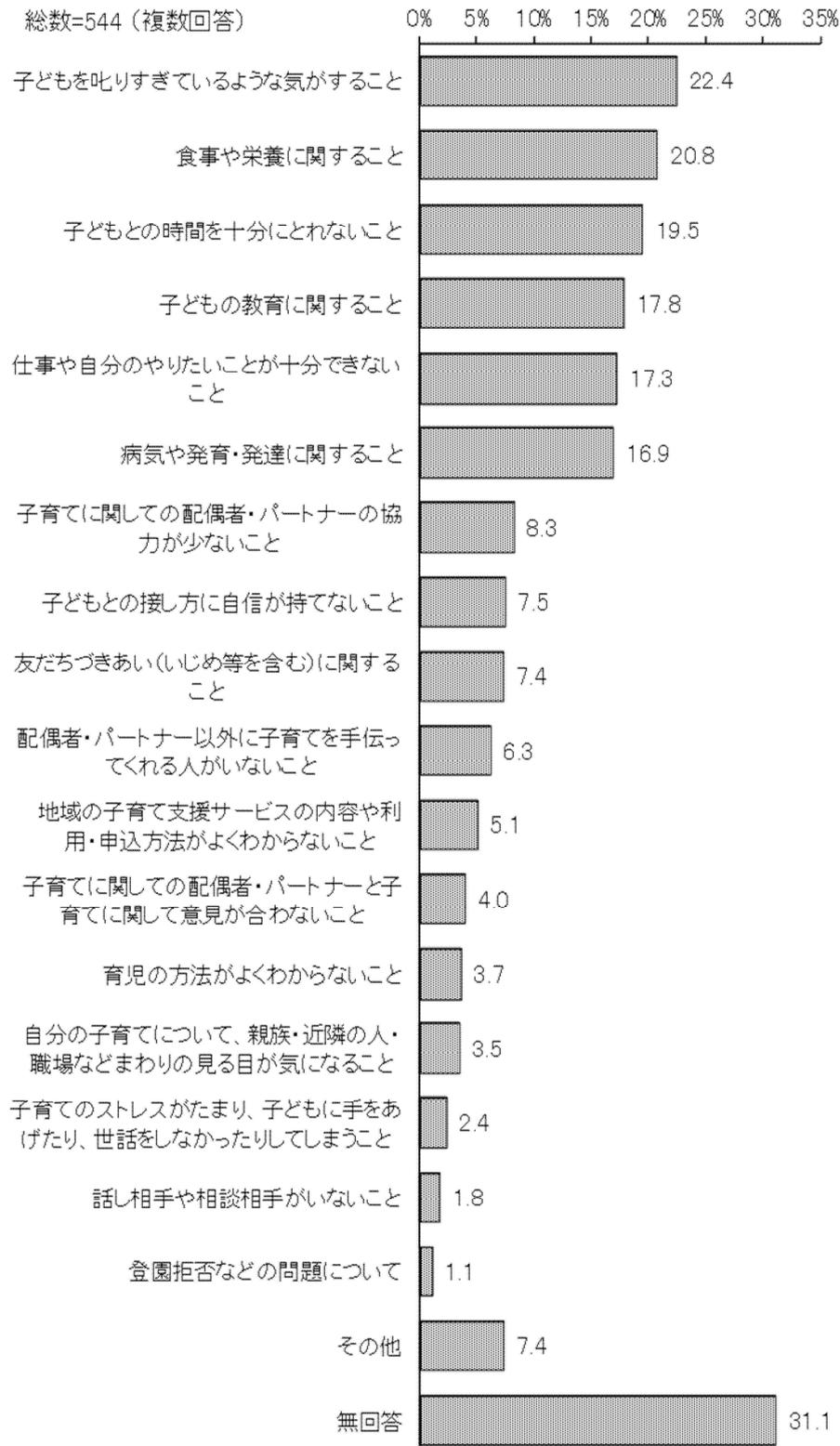
【平成 25 年度ニーズ調査結果との比較】

平成 30 年度調査では「自宅」が最も多いのに対し、平成 25 年度調査では「習い事」が最も多く、次に「自宅」となっていました。いずれの調査においても、低学年と比べると高学年では「学童保育所」を希望する割合が小さくなっています。

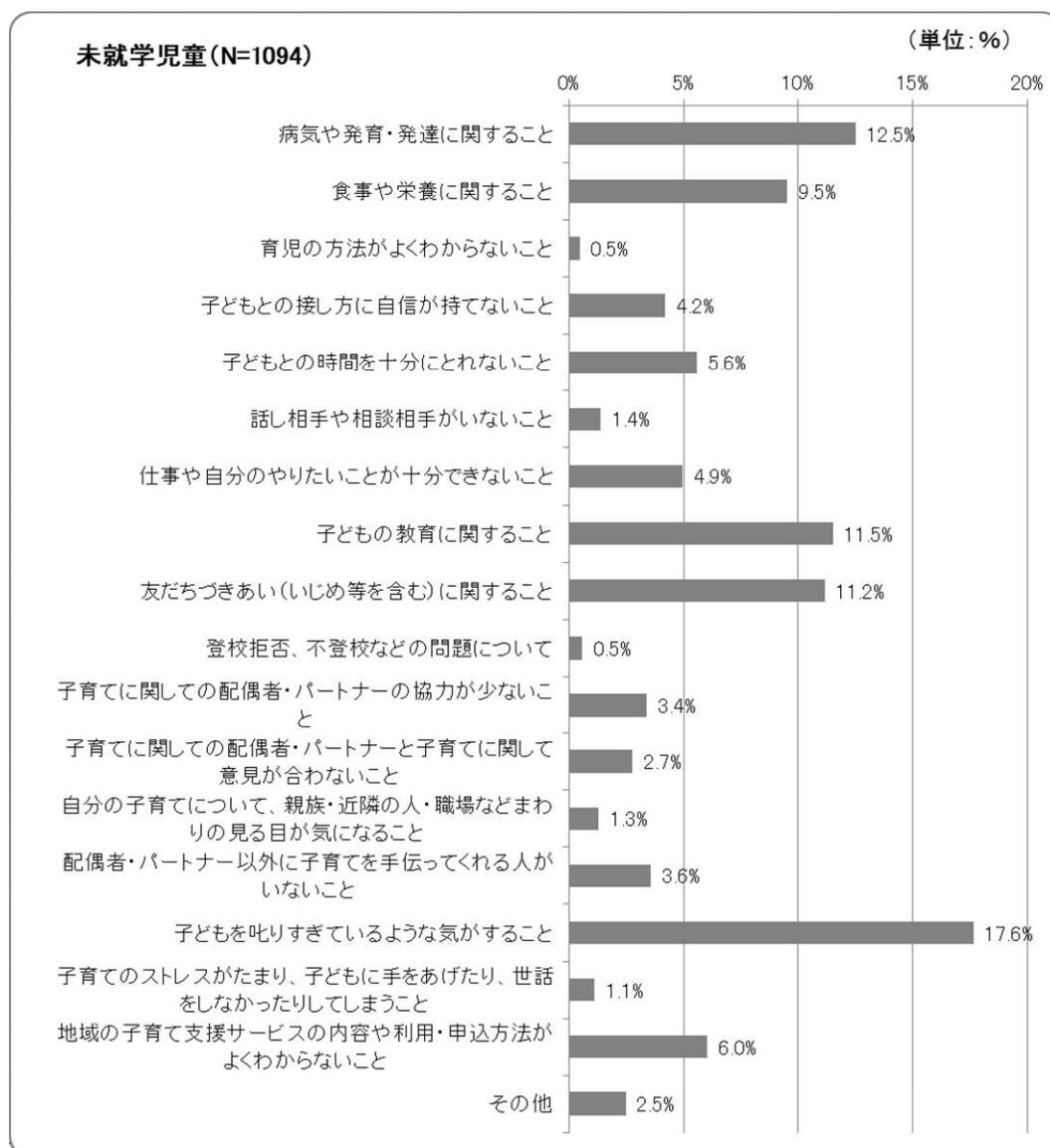
⑥子育て(教育を含む)において悩みや不安を持っているか(複数回答)

<未就学児童>

「子どもを叱りすぎているような気がする」とが22.4%で最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」が20.8%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が19.5%となっています。



(参考) 平成 25 年度ニーズ調査結果

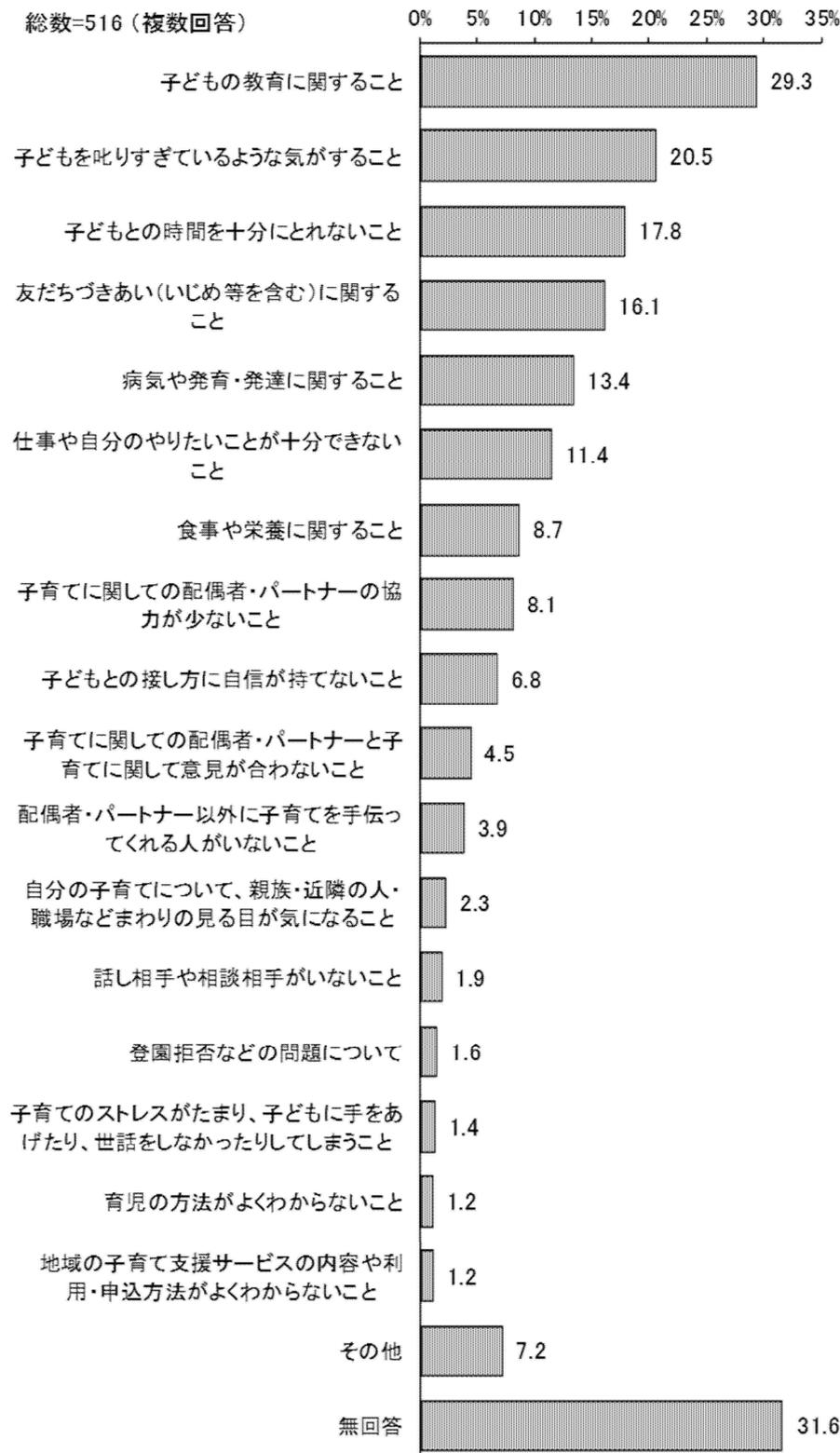


【平成 25 年度ニーズ調査結果との比較】

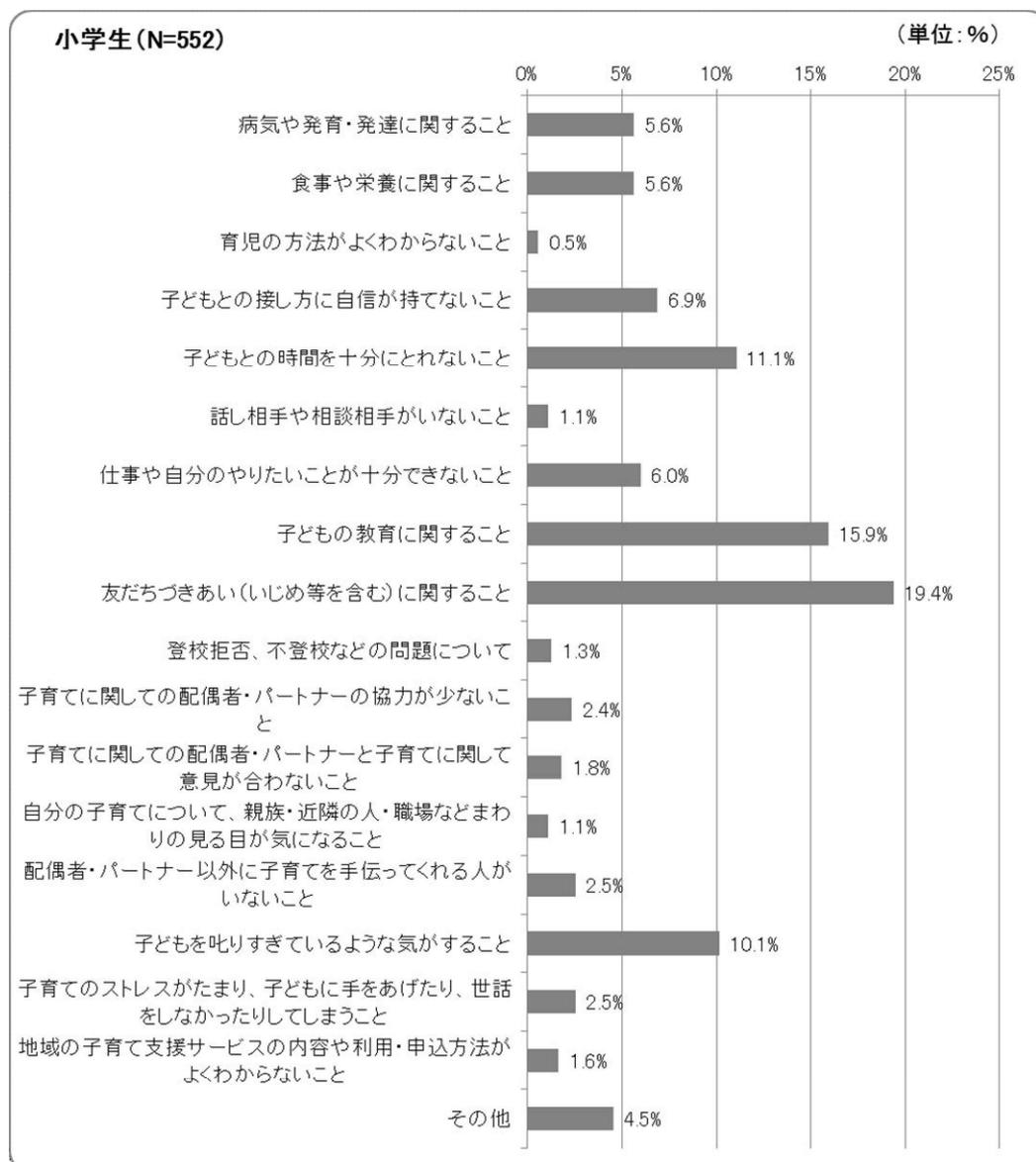
平成 25 年度調査、平成 30 年度調査の両方で、「子供を叱り過ぎているような気がする」が最も多くなっています。今回の調査では前回と比較して、「子どもとの時間を十分にとれないこと」や「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」が増えています。一方で、前回の調査で上位であった、「友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」が減少しています。

<小学生児童>

「子どもの教育に関すること」が29.3%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」と20.5%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が17.8%となっています。



(参考) 平成 25 年度ニーズ調査結果



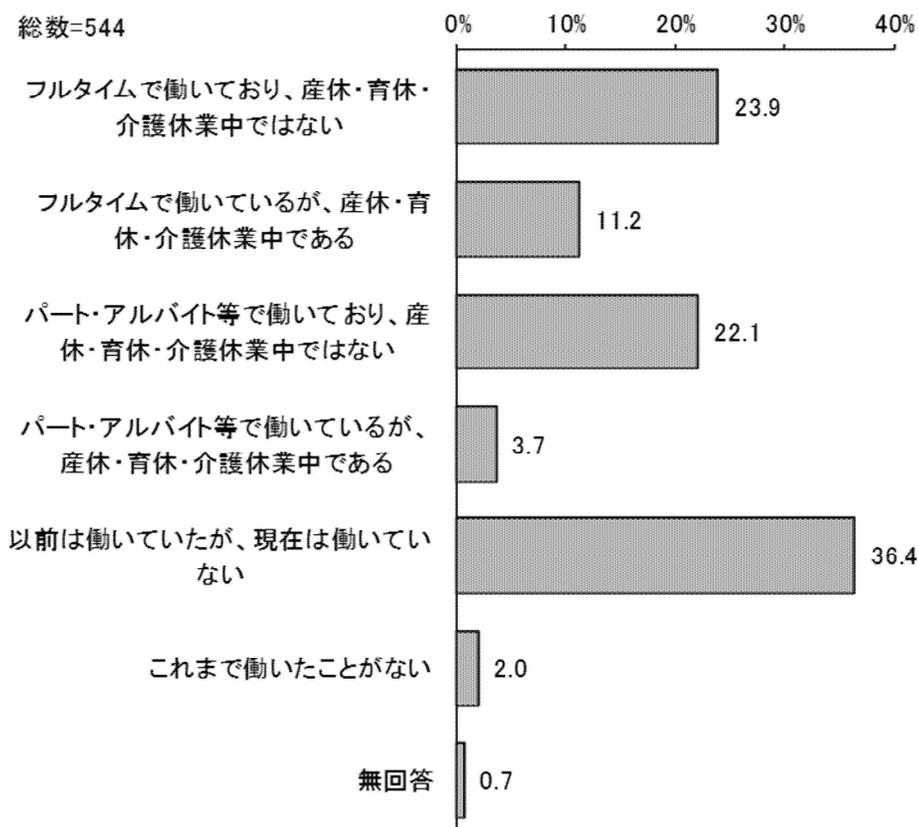
【平成 25 年度ニーズ調査結果との比較】

平成 25 年度調査で最も多かったのは「友達づきあい (いじめ等を含む) に関する事」でした。

平成 30 年度調査では、「子どもの教育に関する事」が最も多く、次いで、「子どもを叱り過ぎているような気がする事」が多くなっています。「子どもとの時間を十分にとれない事」は両方の調査で上位になっています。

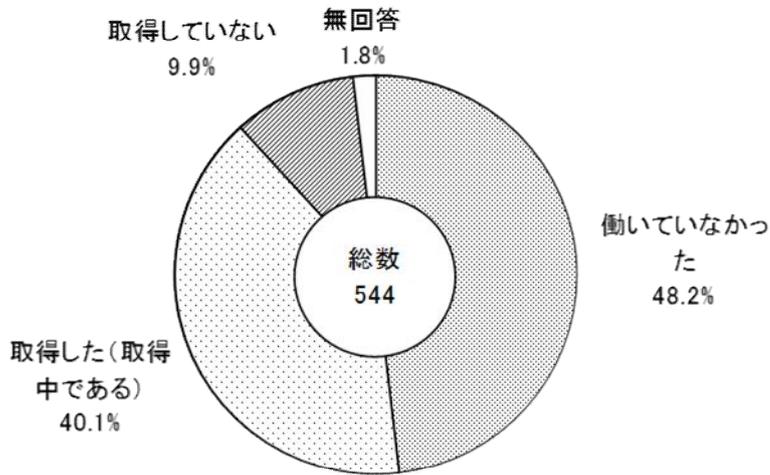
⑦母親の働きかたについて<未就学児童>

「以前は働いていたが、現在は働いていない」が36.4%で最も多く、次いで「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」が23.9%、「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」が22.1%となっています。



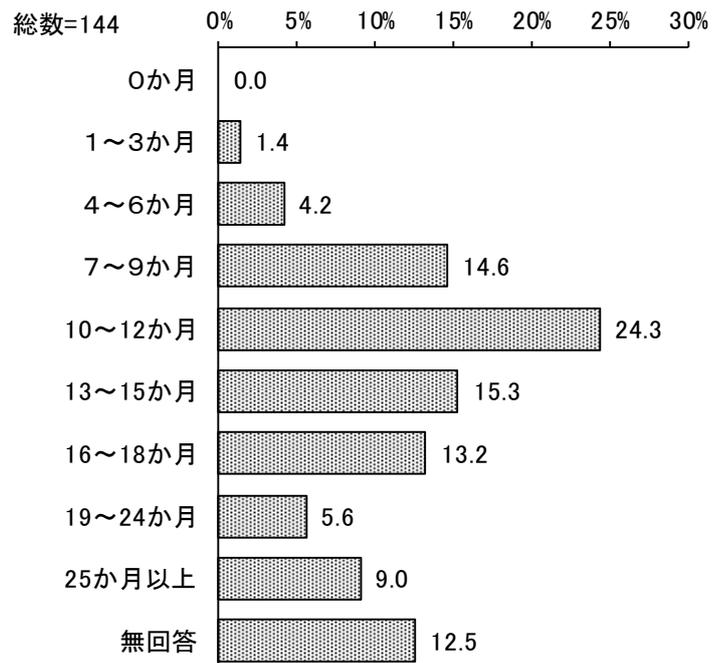
⑧母親の育児休業の取得状況<未就学児童>

「働いていなかった」が48.2%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が40.1%、「取得していない」が9.9%となっています。

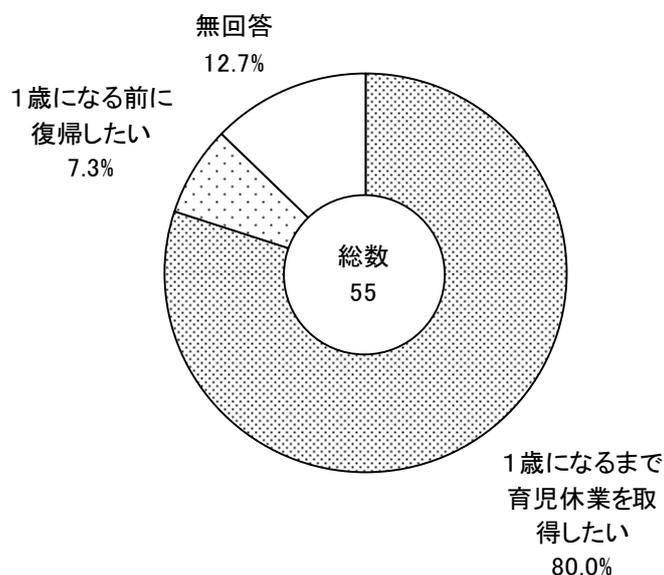


・実際の育児休業の取得期間（母親）

「10～12か月」が24.3%で最も多く、次いで「13～15か月」が15.3%、「7～9か月」が14.6%となっています。

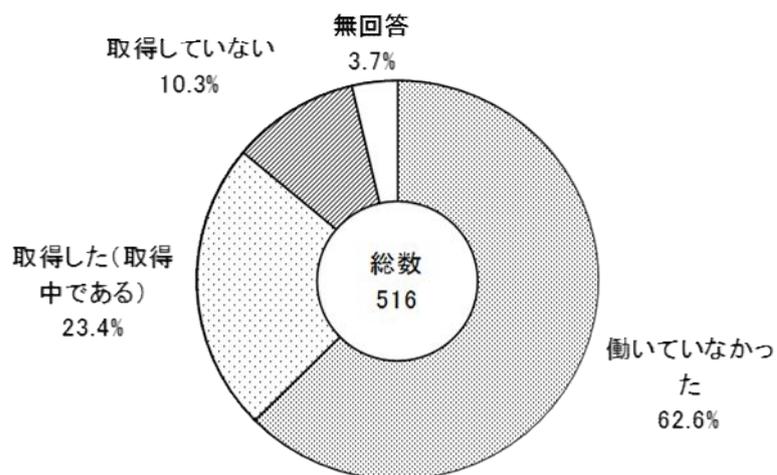


・ 1歳になったときに必ず利用できる事業がある場合の、母親の育児休業の取得希望
「1歳になるまで育児休業を取得したい」が80.0%、「1歳になる前に復帰したい」
が7.3%となっています。



⑨母親の育児休業の取得状況<小学生児童>

「働いていなかった」が62.6%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が23.4%、「取得していない」が10.3%となっています。



【未就学児童保護者との比較】

未就学児童の調査では、育児休業を「取得した（取得中である）」が40.1%ですが、小学生児童の調査では23.4%です。このことから、未就学児童を養育する保護者の世代では、育児休業を取得しながら仕事を継続する人の割合が増加しています。

(4) ニーズ調査結果等を踏まえた今後の方向性

- 幼稚園は、令和元年5月1日現在、公立3園、私立7園あり、定員は2,630名ですが、在園児数は1,764名となっており、定員に対し、在園児数が少ない幼稚園もあります。近年は、認定こども園へ移行する幼稚園もあり、認定こども園の幼稚園部分の定員は374名となっており、在園児数は377名です。
- 保育施設は、平成31年4月1日現在、公立7園、私立32園あり、定員は2,694名、在園者数は2,468名となっており、在園者数は総定員数を下回っています。しかし、平成31年4月1日時点で待機児童が29名発生しており（1歳児22名、2歳児7名）、3歳未満児の受け入れ枠拡大が喫緊の課題となっています。
- 前回のニーズ調査では、0歳から2歳児が保育園を利用する割合が高かったものの、3歳から5歳では幼稚園の利用が大部分を占めていました。しかし、今回行った調査では、3歳以降も保育園の利用割合が多くなっています。
- 現在の利用の有無にかかわらず、利用を希望する施設の調査結果では、幼稚園の希望が最も多いという結果になりました。幼稚園の預かり保育の利用希望も多く、就労している保護者についても幼稚園の利用希望が多いことがわかります。
- 小学生の放課後の過ごし方としては、自宅で過ごす、習い事に行くことが多くなっています。低学年では3割ほどが学童保育を利用していますが、高学年になると学童保育の利用割合が減少しています。
- 子育てに係る悩みや不安を持っている家庭も多く、今回の調査では、未就学児童・小学生児童とも「子どもを叱り過ぎているような気がする」「子どもとの時間を十分にとれない」という回答が目立っています。子育て支援に関する事業の実施や情報発信には、多忙な子育て世代が利用しやすいような工夫が必要だと考えられます。
- 育児休業についての調査では、保育園に必ず入れるのであれば、1歳になるまで育児休業の取得を希望する保護者の割合が8割で、非常に高くなっているため、教育・保育施設の量の見込みの参考としています。
- 人口推計では子どもの数は減少していきませんが、妊娠・出産後も仕事を続ける保護者の割合は増加していくと考えられます。また、志津北部地区や根郷地区については、人口の増加が予想されるため、保育の受け皿整備を検討する必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは、社会の宝であり、未来の希望であり、一人ひとりの子どもの幸せは、私たち市民すべての願いです。

子育て支援事業の実施にあたっては、すべての子ども一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として認められ、健やかに成長できる社会、すなわち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

同時に、子育ては保護者が第一義的責任を持ちながら、社会のすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが大切です。

そこで、本計画における基本理念は、国の定めた基本指針をふまえ、本市がこれまで行動計画の中で実現を目指してきた「手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子」を継承したうえで、次のとおりとします。

手をつなぎ、みんなで育てよう！

笑がお いっぱい 佐倉っ子

「手をつなぎ」は、親子のきずなを基本とすることを、「みんなで育てよう」は、地域全体が、子育てをしている保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを、「笑がお いっぱい」は、すべての子どもが、限りない愛情をもって育まれることで、当たり前な幸せで、健やかに成長できる社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを、「佐倉っ子」は、次代の社会の担い手である子どもたちを表現しています。

2 計画の基本方針

基本理念の「手をつなぎ、みんなで育てよう！ 笑がお いっぱい 佐倉っ子」を踏まえ、子ども、家庭、地域の観点から、次の3つの基本方針に基づき、6つの項目を柱として、子ども・子育て支援施策を進めていきます。

(1) 子どもが幸せなまち

～すべての子どもが 自分を大切にし、大切にされるまちづくり～

(2) 子育てを楽しめるまち

～子どもを産み・育てる すべての家庭が
喜びをもって子育てできるまちづくり～

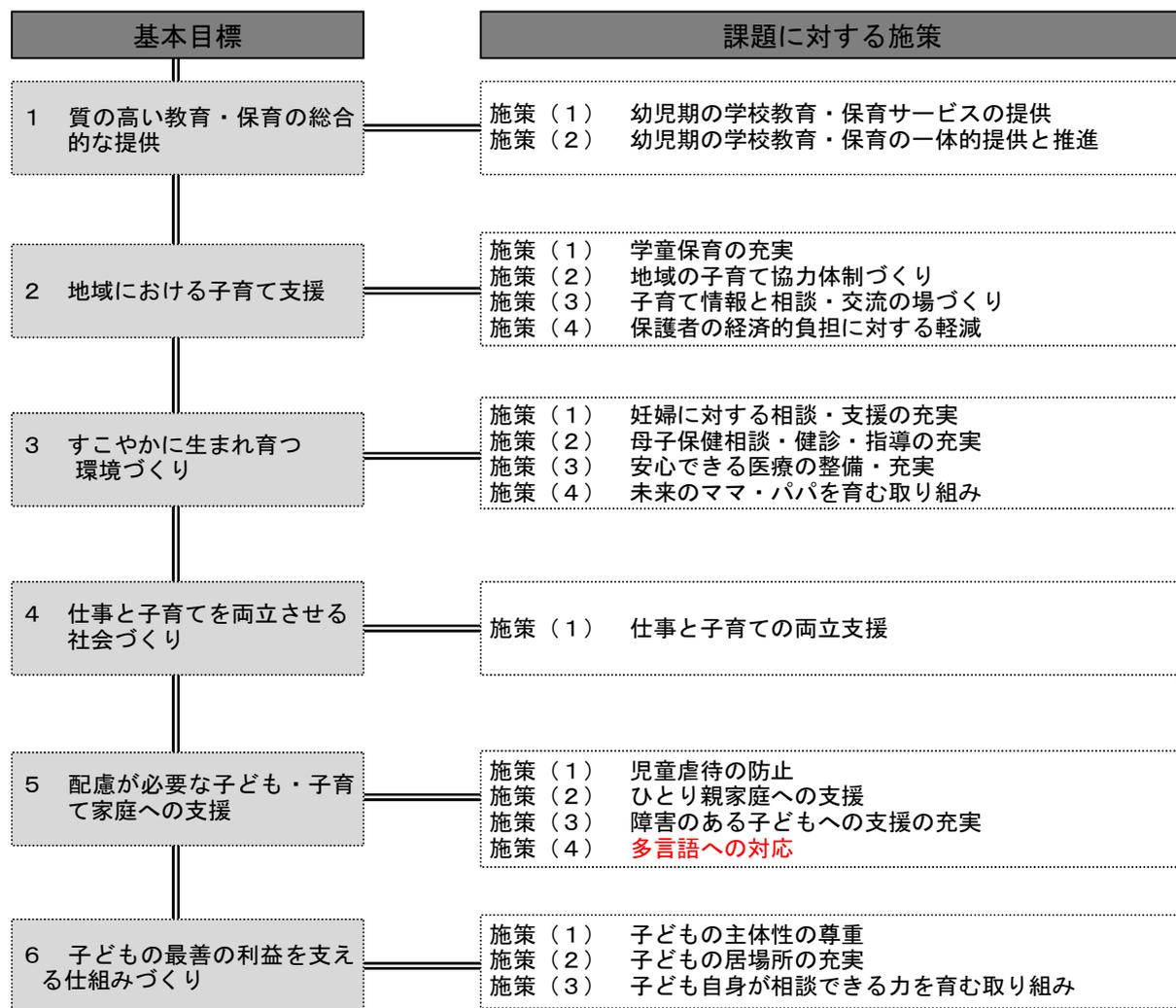
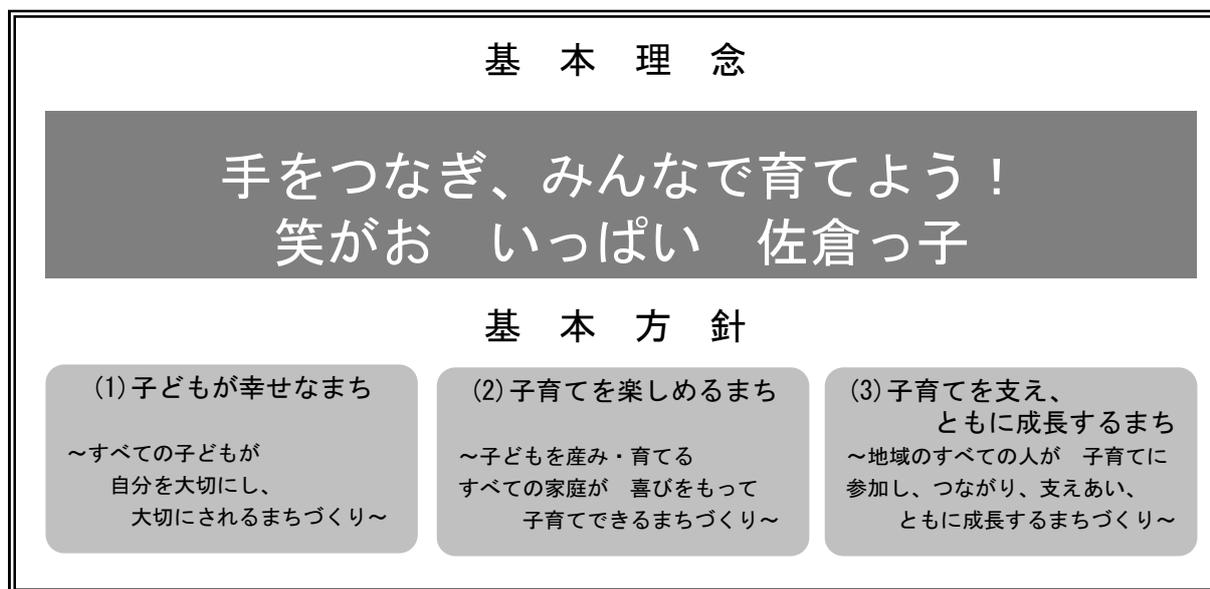
(3) 子育てを支え、ともに成長するまち

～地域のすべての人が 子育てに参加し、
つながり、支えあい、ともに成長するまちづくり～

本計画における6つの柱（基本目標）

1. 質の高い教育・保育の総合的な提供
2. 地域における子育て支援
3. すこやかに生まれ育つ環境づくり
4. 仕事と子育てを両立させる社会づくり
5. 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援
6. 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり

3 計画の体系



第4章

子ども・子育て支援施策

1 子ども・子育て支援制度の事業体系

平成27年4月に施行した子ども・子育て支援法により、幼児期の教育・保育の提供、地域における子育て支援の施策が位置づけられています。

(1) 子どものための教育・保育給付

幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業等を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられています。また、利用者への給付は、施設が代理受領し、施設の利用に充てられる仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育のみの就学前の子ども 〔保育の必要性なし〕	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども〔保育の必要性あり〕	保育園 認定こども園（保育園部分）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども〔保育の必要性あり〕	保育園 認定こども園（保育園部分） 地域型保育事業

(2) 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が施行され、保育園、認定こども園の3歳児クラス以上の保育料が無償化されました。

また、次の事業の利用料についても無償化の対象として施設等利用費が支払われています。

- ・子ども・子育て支援法の適用を受けない幼稚園の保育料と預かり保育
- ・特別支援学校
- ・認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で13の事業が定められています。

- ・利用者支援事業
- ・妊婦健康診査
- ・養育支援訪問事業
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・病児保育事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立を支援するため、従業員のための保育園を作る企業に対して、設置や運営に要する費用を国が主体となって行うものです。(企業主導型保育事業)

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）は、子ども・子育て支援に係るニーズ調査の結果を参考に、地域の特徴や利用実績等を検証しながら、補正を加え推計値としました。

3 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、対象事業ごとに市内全域を区域とする1区域、生活圏域を考慮し地域福祉計画における中域福祉圏と同様の区域とする5区域、小学校区を区域とする23区域の3種類の区域を設定しています。

〔1区域（市内全域）の対象事業〕

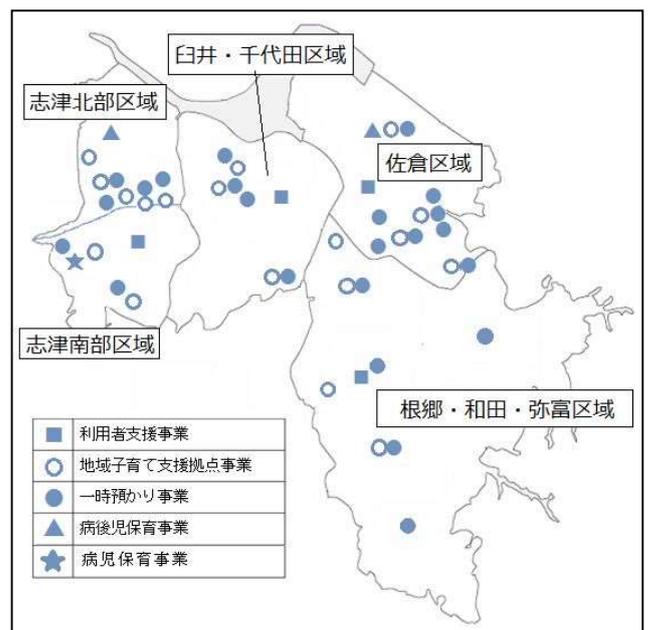
子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業

〔1区域（市内全域）の主な特徴〕

市内全域で見ると、西側の志津北部区域、志津南部区域に人口が多く、住宅地、マンション、商業施設が集中しており、このため教育保育施設も多く設置されています。

一方、東側は佐倉区域、根郷・和田・弥富区域のうち和田・弥富では人口減少が進んでいます。根郷は、区画整理事業により住宅地や商業施設の設置が進み、人口が増加傾向にあります。

このため根郷地区に待機児童が発生しており、施設整備の検討が必要な状況となっています。



〔5区域の対象事業〕

教育・保育の提供、延長保育事業、一時預かり事業

5区域

(佐倉区域、根郷・和田・弥富区域、臼井・千代田区域、志津北部区域、志津南部区域)

〔5区域の主な特徴〕

○佐倉区域

市の北東に位置する佐倉区域は、佐倉城跡を中心とする旧城下町の雰囲気を残しており、市役所、国立歴史民俗博物館が設置されています。中心部には京成佐倉駅があり、駅南側にかけて人口が多いことから、教育・保育施設も多く整備されています。

○根郷・和田・弥富区域

市の東南に位置する根郷・和田・弥富区域は、区域北部にJR佐倉駅があり、近年、駅北側の寺崎地区において大規模な区画整理事業が進められました。これに伴い行われた宅地開発により、地区内の一部で人口の増加があることから、高まる保育需要に対し、教育・保育施設の更なる整備を行う必要があります。

○臼井・千代田区域

市の中西部に位置する臼井・千代田区域は、区域北部に京成臼井（うすい）駅があり、駅を中心とする住宅街、商業施設が多い地区と、印旛沼に代表される、自然環境が豊かな地区が混在しています。区域全体に住宅街が点在していることから、教育・保育施設も区域全体にバランスよく整備されていますが、今後、宅地開発が見込まれており、保育の需要の増加に対応した施設整備を行う必要があります。

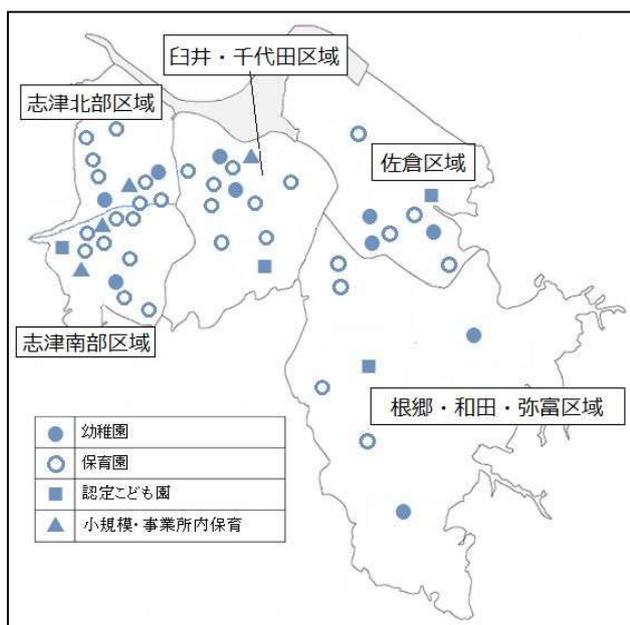
○志津北部区域

市の北西部に位置する志津北部区域は、区域南部にユーカリが丘駅があり、ユーカリが丘駅を基点とする山万ユーカリが丘線が駅北側にラケット上に展開しています。

沿線には大規模マンション、住宅街が点在し、これまでも人口が多い区域でしたが、駅西側に大規模な区画整理事業が進められ、大型ショッピングモールが開業する等今後も人口増加が見込まれており、今後も教育・保育施設の整備が必要となる区域です。

○志津南部区域

市の西南部に位置する志津南部区域は、区域北部に志津駅があり、駅を中心とする広大な住宅街が広がっており、教育・保育施設も人口が多い地区を中心に適切に整備されています。

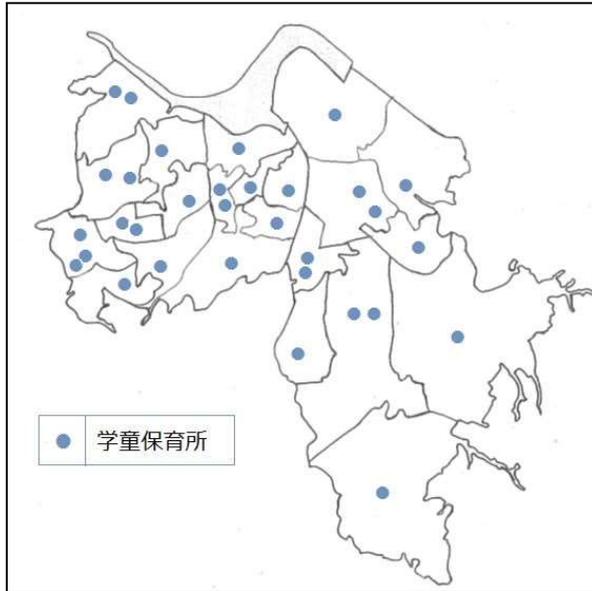


〔23 区域（小学校区域）の対象事業〕

放課後児童健全育成事業

〔23 区域（小学校区域）の主な特徴〕

学童保育所は、放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区を区域としました。



本市における量の見込みの区域設定

区分	区域	区域設定の理由	
教育・保育の提供	5 区域	安定した教育・保育事業を実施するために、既存の施設や児童人口が均衡された区域設定をする必要があるため、生活圏域を考慮し、地域福祉計画における中域福祉圏と同様の 5 区域としました。※ 1	
地域子ども・子育て支援事業	①延長保育事業	5 区域	※ 1 と同じ。
	②放課後児童健全育成事業	23 区域	放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区域としました。
	③子育て短期支援事業	1 区域	市内 1 か所に設置する予定で全域の児童を対象とするため 1 区域としました。
	④地域子育て支援拠点事業	1 区域	市内 16 か所で全域の児童を対象として事業を行っているため 1 区域としました。
	⑤一時預かり事業	5 区域	※ 1 と同じ。
	⑥病児保育事業	1 区域	市内 3 か所で全域の児童を対象として事業を行っているため 1 区域としました。
	⑦ファミリーサポートセンター事業	1 区域	全域の児童を対象として事業を行っているため 1 区域としました。
	⑧利用者支援事業	1 区域	市内 2 か所で全域の児童を対象として事業を行っているため 1 区域としました。
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	1 区域	訪問業務であるため 1 区域としました。
	⑩妊婦健康診査	1 区域	県内外の医療機関等を利用することを妊婦自身が選択できる事業であるため 1 区域としました。
	⑪養育支援訪問事業	1 区域	訪問事業であるため 1 区域としました。
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 区域	対象世帯への給付事業であり、地域性は無いことから 1 区域としました。
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 区域	おもに対象世帯への給付事業であり、地域性は無いことから 1 区域としました。

4 教育・保育の提供

【量の見込みと確保量】

区域別量の見込みと確保方策 【市全体】

■1号（教育標準時間認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定子ども	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697	1,697
	教育利用希望の強い2号	449	449	449	449	449	449
	合計（A）	2,146	2,146	2,146	2,146	2,146	2,146
確保方策	特定教育・保育施設（認定こども園）	374	659	659	963	963	963
	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	2,630	2,130	2,130	1,730	1,730	1,730
	合計（B）	3,004	2,789	2,789	2,693	2,693	2,693
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		858	643	643	547	547	547

■2号（3～5歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	2号認定子ども（A）	1,475	1,475	1,475	1,475	1,475	1,475
確保方策	特定教育・保育園	1,459	1,406	1,441	1,441	1,441	1,441
	保育施設 認定こども園	115	256	256	316	316	316
	合計（B）	1,574	1,662	1,697	1,757	1,757	1,757
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		99	187	222	282	282	282

■3号（1～2歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	3号認定子ども（A）	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
確保方策	特定教育・保育園	768	744	789	789	789	789
	保育施設 認定こども園	58	121	121	151	151	151
	特定地域型保育事業	34	52	52	92	92	92
	一時預かり（幼稚園型Ⅱ）	6	12	12	12	12	12
	合計（B）	860	929	974	1,044	1,044	1,044
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		▲135	▲72	▲27	43	43	43

■3号(0歳・保育認定子ども)

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	3号認定子ども(A)	280	280	280	280	280	280
確保	特定教育・ 保育施設	236	233	239	239	239	239
	認定こども園	18	24	24	30	30	30
方策	特定地域型保育事業	15	18	18	33	33	33
	合計(B)	269	275	281	302	302	302
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		▲11	▲5	1	22	22	22

◆確保方策(施設数)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定教育・ 保育施設	確認を受ける幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認可保育園	31	30	32	32	32	32
	認定こども園	4	7	7	8	8	8
特定地域型保育事業		4	6	6	9	9	9
一時預かり(幼稚園型Ⅱ)		1	1	1	1	1	1
幼稚園		10	8	8	7	7	7

【確保の内容】

- <令和2年> 幼稚園8園、認可保育園30園、認定こども園7園、小規模保育4か所、事業所内保育2か所、一時預かり(幼稚園型Ⅱ)1か所
(幼稚園から認定こども園へ移行2園、保育園から認定こども園へ移行1園、小規模保育新規開園1か所、事業所内保育1か所、一時預かり(幼稚園型Ⅱ)定員増)
- <令和3年> 幼稚園8園、認可保育園32園、認定こども園7園、小規模保育4か所、事業所内保育2か所、一時預かり(幼稚園型Ⅱ)1か所
(認可保育園新規開園2園、認可保育園定員変更1園)
- <令和4年> 幼稚園8園、認可保育園32園、認定こども園8園、小規模保育7か所、事業所内保育2か所、一時預かり(幼稚園型Ⅱ)1か所
(幼稚園から認定こども園へ移行1園、小規模保育新規開園3か所)
- <令和5年> 幼稚園7園、認可保育園30園、認定こども園8園、小規模保育7か所、事業所内保育2か所、一時預かり(幼稚園型Ⅱ)1か所
- <令和6年> 幼稚園7園、認可保育園30園、認定こども園8園、小規模保育7か所、事業所内保育2か所、一時預かり(幼稚園型Ⅱ)1か所

施設・事業類型ごとの箇所数・定員数のまとめ

施設・事業類型	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員
幼稚園	10	2,630	8	2,130	8	2,130	7	1,730	7	1,730	7	1,730
佐倉区域	3	710	1	210	1	210	1	210	1	210	1	210
根郷・和田・弥富区域	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80
臼井・千代田区域	2	770	2	770	2	770	2	770	2	770	2	770
志津北部区域	2	670	2	670	2	670	2	670	2	670	2	670
志津南部区域	1	400	1	400	1	400	0	0	0	0	0	0
保育園	31	2,463	30	2,383	32	2,508	32	2,508	32	2,508	32	2,508
佐倉区域	4	370	4	370	4	370	4	370	4	370	4	370
根郷・和田・弥富区域	4	343	4	343	5	403	5	403	5	403	5	403
臼井・千代田区域	8	522	8	522	8	527	8	527	8	527	8	527
志津北部区域	8	628	7	548	8	608	8	608	8	608	8	608
志津南部区域	7	600	7	600	7	600	7	600	7	600	7	600
認定こども園	4	546	7	1,060	7	1,060	8	1,460	8	1,460	8	1,460
佐倉区域	1	282 (195+87)	3	681	3	681	3	681	3	681	3	681
根郷・和田・弥富区域	1	109 (73+36)	1	109	1	109	1	109	1	109	1	109
臼井・千代田区域	1	75 (25+50)	1	75	1	75	1	75	1	75	1	75
志津北部区域	0	0	1	105	1	105	1	105	1	105	1	105
志津南部区域	1	90 (81+9)	1	90	1	90	2	490	2	490	2	490
地域型保育 (小規模保育等)	4	49	6	70	6	88	9	125	9	125	9	125
佐倉区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
根郷・和田・弥富区域	0	0	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19
臼井・千代田区域	1	3	2	5	2	5	3	23	3	23	3	23
志津北部区域	1	18	1	18	1	18	3	55	3	55	3	55
志津南部区域	2	28	2	28	2	28	2	28	2	28	2	28

※認定こども園の（ ）の数字は、(教育+保育)の人数内訳です。

区域別の量の見込みと確保量〈佐倉区域〉

■1号（教育標準時間認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	1号認定子ども	550	550	550	550	550	550
	教育利用希望の強い2号	122	122	122	122	122	122
	合計（A）	672	672	672	672	672	672
確保 方策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	195	465	465	465	465	465
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	710	210	210	210	210	210
	合計（B）	905	675	675	675	675	675
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		233	3	3	3	3	3

■2号（3～5歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	2号認定子ども（A）	260	260	260	260	260	260
確保 方策	特定教育・ 保育施設						
	保育園	221	221	221	221	221	221
	認定こども園	60	150	150	150	150	150
	合計（B）	281	371	371	371	371	371
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		21	111	111	111	111	111

■3号（1～2歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	3号認定子ども（A）	170	170	170	170	170	170
確保 方策	特定教育・ 保育施設						
	保育園	115	115	115	115	115	115
	認定こども園	30	60	60	60	60	60
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	合計（B）	145	175	175	175	175	175
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		▲25	5	5	5	5	5

■3号(0歳・保育認定子ども)

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	3号認定子ども(A)	40	40	40	40	40	40
確保 方策	特定教育・ 保育施設	34	34	34	34	34	34
	保育園	6	6	6	6	6	6
	認定こども園	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
合計(B)		40	40	40	40	40	40
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		0	0	0	0	0	0

◆確保方策(施設数)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定教育・ 保育施設	確認を受ける幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認可保育園	4	4	4	4	4	4
	認定こども園	1	3	3	3	3	3
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0	0
幼稚園		3	1	1	1	1	1

【確保の内容】

<令和2年度>幼稚園1園、認可保育園4園、認定こども園3園

(幼稚園から認定こども園へ移行2園)

<令和3年度>幼稚園1園、認可保育園4園、認定こども園3園

<令和4年度>幼稚園1園、認可保育園4園、認定こども園3園

<令和5年度>幼稚園1園、認可保育園4園、認定こども園3園

<令和6年度>幼稚園1園、認可保育園4園、認定こども園3園

区域別の量の見込みと確保量〈根郷・和田・弥富区域〉

■1号（教育標準時間認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	1号認定子ども	60	60	60	60	60	60
	教育利用希望の強い2号	3	3	3	3	3	3
	合計（A）	63	63	63	63	63	63
確保 方策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	73	73	73	73	73	73
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	80	80	80	80	80	80
	合計（B）	153	153	153	153	153	153
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		90	90	90	90	90	90

■2号（3～5歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	2号認定子ども（A）	200	200	200	200	200	200
確保 方策	特定教育・ 保育施設						
	保育園	208	208	241	241	241	241
	認定こども園	18	18	18	18	18	18
	合計（B）	226	226	259	259	259	259
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		26	26	59	59	59	59

■3号（1～2歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	3号認定子ども（A）	135	135	135	135	135	135
確保 方策	特定教育・ 保育施設						
	保育園	98	98	119	119	119	119
	認定こども園	12	12	12	12	12	12
	特定地域型保育事業	0	16	16	16	16	16
	合計（B）	110	126	147	147	147	147
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		▲25	▲9	12	12	12	12

■3号 (0歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	3号認定子ども (A)	35	35	35	35	35	35
	特定教育・ 保育施設	37	37	43	43	43	43
確保 方策	保育園	6	6	6	6	6	6
	認定こども園	0	3	3	3	3	3
	特定地域型保育事業	0	0	0	▲9※	▲9※	▲9※
	他地区の充充分	43	46	52	43	43	43
合計 (B)							
需給バランス 確保 (供給) B－見込み (需要) A		8	11	17	8	8	8

※臼井・千代田地区へ充当

◆確保方策 (施設数)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定教育・ 保育施設	確認を受ける幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認可保育園	4	4	5	5	5	5
	認定こども園	1	1	1	1	1	1
特定地域型保育事業		0	1	1	1	1	1
幼稚園		2	2	2	2	2	2

【確保の内容】

<令和2年度> 幼稚園2園、認可保育園4園、認定こども園1園、小規模保育1か所
(小規模保育新規開園1か所)

<令和3年度> 幼稚園2園、認可保育園5園、認定こども園1園、小規模保育1か所
(認可保育園新規開園1園)

<令和4年度> 幼稚園2園、認可保育園5園、認定こども園1園、小規模保育1か所

<令和5年度> 幼稚園2園、認可保育園5園、認定こども園1園、小規模保育1か所

<令和6年度> 幼稚園2園、認可保育園5園、認定こども園1園、小規模保育1か所

区域別の量の見込みと確保量〈臼井・千代田区域〉

■1号（教育標準時間認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	1号認定子ども	414	414	414	414	414	414
	教育利用希望の強い2号	155	155	155	155	155	155
	合計（A）	569	569	569	569	569	569
確保 方策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	25	25	25	25	25	25
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	770	770	770	770	770	770
	合計（B）	795	795	795	795	795	795
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		226	226	226	226	226	226

■2号（3～5歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	2号認定子ども（A）	330	330	330	330	330	330
確保 方策	特定教育・ 保育施設						
	保育園	308	308	310	310	310	310
	認定こども園	28	28	28	28	28	28
	合計（B）	336	336	338	338	338	338
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		6	6	8	8	8	8

■3号（1～2歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	3号認定子ども（A）	205	205	205	205	205	205
確保 方策	特定教育・ 保育施設						
	保育園	165	165	168	168	168	168
	認定こども園	16	16	16	16	16	16
	特定地域型保育事業	3	5	5	17	17	17
	一時預かり（幼稚園型Ⅱ）	6	12	12	12	12	12
	合計（B）	190	198	201	213	213	213
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		▲15	▲7	▲4	8	8	8

■3号(0歳・保育認定子ども)

(単位:人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	3号認定子ども(A)	60	60	60	60	60	60
確保 方策	特定教育・ 保育施設						
	保育園	49	49	49	49	49	49
	認定こども園	6	6	6	6	6	6
	特定地域型保育事業	0	0	0	6	6	6
	合計(B)	61	55	55	61	61	61
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		▲5	▲5	▲5	1	1	1

◆確保方策(施設数)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定教育・ 保育施設	確認を受ける幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認可保育園	8	8	8	8	8	8
	認定こども園	1	1	1	1	1	1
特定地域型保育事業		1	2	2	3	3	3
一時預かり(幼稚園型Ⅱ)		1	1	1	1	1	1
幼稚園		2	2	2	2	2	2

【確保の内容】

- <令和2年度> 幼稚園2園、認可保育園8園、認定こども園1園、事業所内保育2か所、一時預かり(幼稚園型Ⅱ)1か所
(事業所内保育新規開園1か所、一時預かり(幼稚園型Ⅱ)定員増1園)
- <令和3年度> 幼稚園2園、認可保育園8園、認定こども園1園、事業所内保育2か所、一時預かり(幼稚園型Ⅱ)1か所
(認可保育園定員増1園)
- <令和4年度> 幼稚園2園、認可保育園8園、認定こども園1園、小規模保育1か所、事業所内保育2か所、一時預かり(幼稚園型Ⅱ)1か所
(小規模保育新規開園1か所)
- <令和5年度> 幼稚園2園、認可保育園8園、認定こども園1園、小規模保育1か所、事業所内保育2か所、一時預かり(幼稚園型Ⅱ)1か所
- <令和6年度> 幼稚園2園、認可保育園8園、認定こども園1園、小規模保育1か所、事業所内保育2か所、一時預かり(幼稚園型Ⅱ)1か所

区域別の量の見込みと確保量〈志津北部区域〉

■1号（教育標準時間認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	1号認定子ども	293	293	293	293	293	293
	教育利用希望の強い2号	71	71	71	71	71	71
	合計（A）	364	364	364	364	364	364
確保 方策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	0	15	15	15	15	15
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	670	670	670	670	670	670
	他区域の充当分	-	0	0	▲93※	▲93※	▲93※
	合計（B）	670	685	685	592	0592	592
需給バランス							
確保（供給）B－見込み（需要）A		306	321	321	228	228	228

※志津南部区域へ充当

■2号（3～5歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の 見込み	2号認定子ども（A）	375	375	375	375	375	375	
確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	372	319	319	319	319	319
		認定こども園	0	51	51	51	51	51
	他区域の充当分		-	5※	5※	5※	5※	5※
	合計（B）		372	375	375	375	375	375
需給バランス								
確保（供給）B－見込み（需要）A		▲3	0	0	0	0	0	

※志津南部区域から充当

■3号（1～2歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の 見込み	3号認定子ども（A）	266	266	266	266	266	266	
確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	197	173	194	194	194	194
		認定こども園	0	33	33	33	33	33
	特定地域型保育事業		12	12	12	40	40	40
	合計（B）		209	218	239	267	267	267
需給バランス								
確保（供給）B－見込み（需要）A		▲57	▲48	▲27	1	1	1	

■3号 (0歳・保育認定子ども)

(単位：人)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	3号認定子ども(A)	75	75	75	75	75	75
確保 方策	特定教育・ 保育施設	59	56	56	56	56	56
	保育園						
	認定こども園	0	6	6	6	6	6
	特定地域型保育事業	6	6	6	15	15	15
	合計(B)	65	68	68	77	77	77
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		▲10	▲7	▲7	2	2	2

◆確保方策(施設数)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定教育・ 保育施設	確認を受ける 幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認可保育園	8	7	8	8	8	8
	認定こども園	0	1	1	1	1	1
特定地域型保育事業		1	1	1	3	3	3
幼稚園		2	2	2	2	2	2

【確保の内容】

- <令和2年度> 幼稚園2園、認可保育園7園、認定こども園1園、小規模保育1か所
(認可保育園から認定こども園への移行1園)
- <令和3年度> 幼稚園2園、認可保育園8園、認定こども園1園、小規模保育1か所
(認可保育園新規開園1園)
- <令和4年度> 幼稚園2園、認可保育園8園、認定こども園1園、小規模保育3か所
(小規模保育新規開園2か所)
- <令和5年度> 幼稚園2園、認可保育園8園、認定こども園1園、小規模保育3か所
- <令和6年度> 幼稚園2園、認可保育園8園、認定こども園1園、小規模保育3か所

区域別の量の見込みと確保量〈志津南部区域〉

■1号（教育標準時間認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	1号認定子ども	380	380	380	380	380	380
	教育利用希望の強い2号	98	98	98	98	98	98
	合計（A）	478	478	478	478	478	478
確保 方策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	81	91	81	385	385	385
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	400	400	400	0	0	0
	他区域の充当分	0	0	0	93※	93※	93※
	合計（B）	481	481	481	478	478	478
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		3	3	3	0	0	0

※志津北部地区から充当

■2号（3～5歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	2号認定子ども（A）	310	310	310	310	310	310
確保 方策	特定教育・ 保育施設						
	保育園	350	350	350	350	350	350
	認定こども園	9	9	9	69	69	69
	他区域の充当分	-	▲5※	▲5※	▲5※	▲5※	▲5※
	合計（B）	359	354	354	414	414	414
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		49	44	44	104	104	104

※志津北部区域へ充当

■3号（1～2歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	3号認定子ども（A）	225	225	225	225	225	225
確保 方策	特定教育・ 保育施設						
	保育園	193	193	193	193	193	193
	認定こども園	0	0	0	30	30	30
	特定地域型保育事業	19	19	19	19	19	19
	合計（B）	212	212	212	242	242	242
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		▲13	▲13	▲13	17	17	17

■3号（0歳・保育認定子ども）

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	3号認定子ども（A）	70	70	70	70	70	70
確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	57	57	57	57	57
		認定こども園	0	0	0	6	6
	特定地域型保育事業		9	9	9	9	9
	合計（B）		66	66	66	72	72
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		▲4	▲4	▲4	2	2	2

◆確保方策（施設数）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定教育・ 保育施設	確認を受ける幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認可保育園	7	7	7	7	7	7
	認定こども園	1	1	1	2	2	2
特定地域型保育事業		2	2	2	2	2	2
幼稚園		1	1	1	0	0	0

【確保の内容】

<令和2年度> 幼稚園1園、認可保育園7園、認定こども園1園、小規模保育2か所

<令和3年度> 幼稚園1園、認可保育園7園、認定こども園1園、小規模保育2か所

<令和4年度> 認可保育園7園、認定こども園2園、小規模保育2か所

（幼稚園から認定こども園へ移行1園）

<令和5年度> 認可保育園7園、認定こども園2園、小規模保育2か所

<令和6年度> 認可保育園7園、認定こども園2園、小規模保育2か所

5 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもを対象とし、通常保育時間以外の時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業です。

【提供区域】 5 区域

【現 状】(※令和元年度時点)

➤延長時間は、18 時 30 分までが保育園 2 園、19 時までが保育園 17 園・小規模保育事業 2 園・認定こども園が 2 園、20 時までが保育園 12 園・小規模保育事業 1 園です。

【量の見込みと確保量】

利用者数 (単位：人)

市内全域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		1,142	1,199	1,237	1,237	1,237
B 確保量	2,595	2,626	2,769	2,865	2,865	2,865
(施設か所数)	(36 か所)	(38 か所)	(40 か所)	(43 か所)	(43 か所)	(43 か所)
B-A		1,484	1,570	1,628	1,628	1,628

【確保の内容】

- 延長保育を実施する施設では、事業を継続します。
- 令和 2 年度以降に開園する保育園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業等）についても延長保育事業を実施するよう促します。
- 保護者のニーズ調査結果を勘案し、延長保育事業の時間拡大について検討します。

<令和 2 年度> 38 か所 (小規模保育新規開園 1 か所、事業所内保育新規開園 1 か所)

<令和 3 年度> 40 か所 (保育園新規開園 2 園)

<令和 4 年度> 43 か所 (幼稚園から認定こども園へ移行 1 園、小規模保育新規開園 3 か所)

<令和 5 年度> 43 か所 (増減なし)

<令和 6 年度> 43 か所 (増減なし)

区域別の量の見込みと確保量

〈佐倉区域〉

利用者数（単位：人）

佐倉	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		234	234	234	234	234
B確保量	370	370	370	370	370	370
（施設か所数）	（4か所）	（4か所）	（4か所）	（4か所）	（4か所）	（4か所）
B-A		136	136	136	136	136

〈根郷・和田・弥富区域〉

利用者数（単位：人）

根郷・和田・弥富	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		159	183	183	183	183
B確保量	379	398	458	458	458	458
（施設か所数）	（5か所）	（6か所）	（7か所）	（7か所）	（7か所）	（7か所）
B-A		239	275	275	275	275

〈臼井・千代田区域〉

利用者数（単位：人）

臼井・千代田	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		231	233	233	233	233
B確保量	572	574	579	579	579	579
（施設か所数）	（9か所）	（10か所）	（10か所）	（10か所）	（10か所）	（10か所）
B-A		343	346	346	346	346

〈志津北部区域〉

利用者数（単位：人）

志津北部	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		262	294	294	294	294
B確保量	646	656	734	734	734	734
（施設か所数）	（9か所）	（9か所）	（11か所）	（11か所）	（11か所）	（11か所）
B-A		394	440	440	440	440

〈志津南部区域〉

利用者数（単位：人）

志津南部	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		255	255	293	293	293
B確保量	628	628	628	724	724	724
（施設か所数）	（9か所）	（9か所）	（9か所）	（10か所）	（10か所）	（10か所）
B-A		373	373	431	431	431

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により、日中、家庭にいない小学生に、放課後や長期休業中の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【提供区域】 23 区域（小学校区域）

【現 状】（※令和元年度時点）

- すべての小学校区で6年生までの受け入れ体制が整っています。
- 小学校敷地内の余裕教室や専用施設等を利用して33か所で実施し、1,690人の児童が在籍しています。（H31.4.1現在）
- 開所時間は、月～金は放課後～19時、土曜日は7時～18時、長期休業期間は7時から19時です。
- 月額利用料は7,000円、ただし、8月は10,000円です。
- 運営は委託しています。

【放課後子供教室との一体整備について】

保育需要が高いため、今計画期間においては、学童保育所整備を優先します。

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		1,500	1,514	1,563	1,535	1,490
1年生	453	490	492	495	447	456
2年生	357	421	425	436	440	390
3年生	311	318	327	346	351	345
4年生	173	174	175	187	195	196
5年生	68	71	69	73	76	76
6年生	25	26	26	26	26	27
B 確保量	1,705	1,860	1,920	1,980	2,040	2,040
（施設か所数）	（33か所）	（36か所）	（37か所）	（38か所）	（40か所）	（40か所）
B-A		210	305	415	435	458

※（施設か所数）のうち、平成30年度以降は白井老幼の館は王子台小学校区及び間野台小学校区で共同利用している。

【確保の内容】

- 高学年の受入れについては、余裕教室等を活用して場所を確保します。
 - 定員を超過し過密状態になっている施設については、余裕教室の活用や専用施設の確保などを検討します。
- <令和2年度>36か所（西志津小学校区域2か所移転整備、井野小学校区1か所整備、小竹小学校区1か所整備）
 <令和3年度>37か所（寺崎小学校区域2か所移転整備）
 <令和4年度>38か所（間野台小学校区域1か所整備、志津小学校区1か所整備）
 <令和5年度>40か所
 <令和6年度>40か所

区域別の量の見込みと確保量

〈佐倉小学校区域〉

(単位：人)

佐倉小学校 区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		90	92	93	91	88
1年生	33	32	32	31	30	31
2年生	24	26	26	26	25	23
3年生	18	18	20	20	20	18
4年生	6	8	10	11	11	11
5年生	6	4	3	4	4	4
6年生	1	2	1	1	1	1
B確保量	120	120	120	120	120	120
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
B-A		30	28	27	29	32

〈内郷小学校区域〉

(単位：人)

内郷小学校 区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		38	41	42	41	42
1年生	9	14	13	11	11	12
2年生	7	9	13	13	10	10
3年生	5	7	7	9	9	8
4年生	3	4	5	5	7	7
5年生	2	3	2	3	3	4
6年生	1	1	1	1	1	1
B確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		27	24	23	24	23

〈臼井小学校区域〉

(単位：人)

臼井小学校 区域	元26年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		43	42	45	38	34
1年生	14	18	15	16	9	11
2年生	11	10	15	14	14	8
3年生	10	10	7	11	10	10
4年生	6	4	4	3	4	4
5年生	0	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0	0
B確保量	50	50	50	50	50	50
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		7	8	5	12	16

<印南小学校区域>

(単位：人)

印南小学校 区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		36	37	40	42	41
1年生	8	9	9	10	14	9
2年生	5	8	9	9	9	12
3年生	6	10	8	10	9	10
4年生	5	5	7	6	6	6
5年生	3	3	3	4	3	3
6年生	0	1	1	1	1	1
B確保量	70	70	70	70	70	70
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		34	33	30	28	29

<千代田小学校区域>

(単位：人)

千代田小学校 区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		62	70	61	56	47
1年生	19	21	28	13	14	10
2年生	15	15	17	22	10	12
3年生	12	13	13	14	18	9
4年生	9	10	8	8	10	12
5年生	3	2	3	3	3	3
6年生	1	1	1	1	1	1
B確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		3	▲5	4	9	18

<上志津小学校区域>

(単位：人)

上志津小学校 区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		69	67	62	61	61
1年生	28	18	23	19	18	21
2年生	15	17	14	18	15	14
3年生	21	18	15	13	17	14
4年生	10	12	10	8	7	9
5年生	6	4	5	4	4	3
6年生	0	0	0	0	0	0
B確保量	110	110	110	110	110	110
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
B-A		41	43	48	49	49

〈志津小学校区域〉

(単位：人)

志津小学校区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		100	102	116	119	124
1年生	28	31	31	39	32	37
2年生	18	26	26	28	36	28
3年生	23	20	23	25	26	32
4年生	14	13	12	15	15	16
5年生	9	7	6	6	7	7
6年生	2	3	4	3	3	4
B確保量	100	100	100	100	130	130
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)
B-A		0	▲2	▲16	11	6

〈下志津小学校区域〉

(単位：人)

下志津小学校区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		40	40	41	40	38
1年生	11	14	14	13	13	12
2年生	13	12	12	13	11	11
3年生	2	6	8	7	8	7
4年生	8	5	4	6	6	6
5年生	3	3	2	2	2	2
6年生	0	0	0	0	0	0
B確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		25	25	24	25	27

〈南志津小学校区域〉

(単位：人)

南志津小学校区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		60	60	59	59	54
1年生	18	21	21	20	20	17
2年生	14	17	17	17	17	16
3年生	16	11	11	11	11	10
4年生	5	6	6	6	6	6
5年生	0	3	3	3	3	3
6年生	2	2	2	2	2	2
B確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		5	5	6	6	11

〈根郷小学校区域〉

(単位：人)

根郷小学校区域	元年度	2年度	3年度	3年度	4年度	5年度
A量の見込み		98	100	104	104	100
1年生	27	34	33	33	29	32
2年生	24	26	28	27	28	24
3年生	18	18	19	22	22	21
4年生	12	11	11	13	15	13
5年生	4	6	6	6	7	7
6年生	4	3	3	3	3	3
B確保量	115	115	115	115	115	115
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
B-A		17	15	11	11	15

〈和田小学校区域〉

(単位：人)

和田小学校区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		19	20	19	17	17
1年生	4	1	6	4	2	4
2年生	5	5	1	6	5	2
3年生	3	6	5	2	6	4
4年生	5	3	4	4	1	5
5年生	2	3	2	2	2	1
6年生	2	1	2	1	1	1
B確保量	15	30	30	30	30	30
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		11	10	11	13	13

〈弥富小学校区域〉

(単位：人)

弥富小学校区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		15	15	13	13	12
1年生	4	3	4	1	2	3
2年生	2	5	4	5	2	3
3年生	4	3	3	3	4	2
4年生	2	2	1	2	2	2
5年生	1	1	2	1	2	1
6年生	1	1	1	1	1	1
B確保量	50	50	50	50	50	50
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		35	35	37	37	38

〈井野小学校区域〉

(単位：人)

井野小学校区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		116	115	116	112	114
1年生	44	38	40	42	36	43
2年生	29	40	32	35	37	31
3年生	23	25	29	24	25	26
4年生	8	10	11	12	11	11
5年生	4	3	3	3	3	3
6年生	1	0	0	0	0	0
B確保量	115	155	155	155	155	155
(施設か所数)	(2か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
B-A		39	40	39	43	41

〈佐倉東小学校区域〉

(単位：人)

佐倉東小学校区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		43	39	40	36	38
1年生	6	15	9	10	9	12
2年生	10	8	14	9	9	9
3年生	9	10	6	13	8	8
4年生	4	5	5	3	6	4
5年生	1	3	3	3	2	4
6年生	2	2	2	2	2	1
B確保量	60	60	60	60	60	60
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		17	21	20	24	22

〈西志津小学校区域〉

(単位：人)

西志津小学校区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		123	120	125	127	118
1年生	39	48	43	47	45	41
2年生	37	35	41	37	41	37
3年生	32	27	26	31	29	30
4年生	14	11	8	8	10	8
5年生	3	2	2	2	2	2
6年生	0	0	0	0	0	0
B確保量	120	120	150	150	150	150
(施設か所数)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
B-A		▲3	30	25	23	32

<小竹小学校区域>

(単位：人)

小竹小学校 区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		72	75	81	81	73
1年生	29	21	27	30	23	20
2年生	19	22	17	23	26	19
3年生	11	17	17	14	18	19
4年生	7	6	9	9	7	9
5年生	1	4	3	4	5	4
6年生	2	2	2	1	2	2
B確保量	60	60	90	90	90	90
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
B-A		▲12	15	9	9	17

<間野台小学校区域>

(単位：人)

間野台小学校 区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		78	78	91	78	77
1年生	28	29	33	40	23	32
2年生	22	24	21	26	30	17
3年生	17	15	14	14	16	18
4年生	8	6	7	7	6	7
5年生	3	3	2	3	2	2
6年生	1	1	1	1	1	1
B確保量	70	70	70	70	100	100
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)
B-A		▲8	▲8	▲21	22	23

<王子台小学校区域>

(単位：人)

王子台小学校 区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		50	48	49	52	50
1年生	13	14	10	14	16	10
2年生	14	15	15	11	16	18
3年生	8	11	13	12	9	13
4年生	8	6	6	8	7	5
5年生	4	3	3	3	3	3
6年生	2	1	1	1	1	1
B確保量	55	55	55	55	55	55
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
B-A		5	7	6	3	5

〈青菅小学校区域〉

(単位：人)

青菅小学校区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		142	144	141	142	126
1年生	32	48	41	36	42	30
2年生	29	41	45	38	35	39
3年生	30	30	35	39	34	30
4年生	11	19	19	22	25	21
5年生	0	3	3	4	4	4
6年生	0	1	1	2	2	2
B確保量	95	195	195	195	195	195
(施設か所数)	(2か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)
B-A		53	51	54	53	69

〈寺崎小学校区域〉

(単位：人)

寺崎小学校区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		101	110	129	135	142
1年生	20	32	32	41	32	38
2年生	19	22	30	31	38	30
3年生	23	22	22	30	31	38
4年生	11	16	15	15	21	21
5年生	8	6	9	8	9	11
6年生	2	3	2	4	4	4
B確保量	90	90	90	150	150	150
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
B-A		▲11	▲20	21	15	8

〈山王小学校区域〉

(単位：人)

山王小学校区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		25	26	26	26	27
1年生	14	5	8	6	6	8
2年生	4	9	5	8	7	6
3年生	8	5	8	5	8	6
4年生	6	4	3	5	3	5
5年生	1	1	1	1	2	1
6年生	0	1	1	1	0	1
B確保量	65	65	65	65	65	65
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		40	39	39	39	38

〈染井野小学校区域〉

(単位：人)

染井野小学校 区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		35	32	31	28	27
1年生	11	13	9	9	9	9
2年生	6	9	11	8	8	8
3年生	6	8	7	10	6	6
4年生	4	4	4	3	4	3
5年生	2	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0	0
B確保量	45	45	45	45	45	45
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		10	13	14	17	18

〈白銀小学校区域〉

(単位：人)

白銀小学校 区域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		45	41	39	37	40
1年生	14	11	11	10	12	14
2年生	15	20	12	12	11	13
3年生	6	8	11	7	7	6
4年生	7	4	6	8	5	5
5年生	2	2	1	2	2	2
6年生	1	0	0	0	0	0
B確保量	40	40	40	40	40	40
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
B-A		▲5	▲1	1	3	0

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が病気やけが、育児による疲労やストレスなど、身体上、精神上、環境上の理由で児童の養育が困難となった場合、7日間を限度にお子さんをお預かりする事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】（※令和元年度時点）

- 平成 28 年度から 1 か所で実施しています。（ショートステイ）
- 平成 30 年度は、延べ 17 日間の利用がありました。
- 医療機関に委託して実施しています。

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

市内全域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		70	70	70	70	70
B 確保量	100	100	100	100	100	100
（施設か所数）	（1 か所）					
B-A		30	30	30	30	30

【確保の内容】

- <令和 2 年度> 1 か所
- <令和 3 年度> 1 か所
- <令和 4 年度> 1 か所
- <令和 5 年度> 1 か所
- <令和 6 年度> 1 か所

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳児・幼児とその保護者が自由に利用し、遊びを通して交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する相談を受ける事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】（※令和元年度時点）

➤佐倉市子育て支援センター 1 か所、公立保育園 7 園、民間保育園 9 園、民間認定こども園 1 園で実施しています。

➤平成 30 年度の延べ利用者数は 28,778 人で前年度と比べて利用者は横ばいとなっています。

区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
延べ利用者数 (人日)	子育て支援センター	13,217	13,851	15,494	16,826	13,037	10,305	9,262
	公立保育園	14,897	17,098	14,094	13,181	11,018	9,138	8,293
	民間保育園等	4,432	7,256	9,194	11,170	10,229	9,579	11,223
	計	32,546	38,205	38,782	41,177	34,284	29,022	28,778
施設数（か所）		14	15	16	18	18	19	19

【量の見込みと確保量】

（単位：人日）

市内全域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
B 確保量	42,665	42,665	42,665	42,665	42,665	42,665
（施設か所数）	（18 か所）					
B-A		12,655	12,655	12,655	12,655	12,655

【確保の内容】

➤量の見込み分の確保はできている状態です。

➤実施か所では、より地域の拠点となるべく事業の周知を積極的に行っていく必要があります。

<令和 2 年度> 18 か所

<令和 3 年度> 18 か所

<令和 4 年度> 18 か所

<令和 5 年度> 18 か所

<令和 6 年度> 18 か所

(5) 一時預かり事業

病気やけが、冠婚葬祭、仕事など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、幼稚園及び保育園で子どもを一時的にお預かりする事業です。

【提供区域】 5区域

【現 状】(※令和元年度時点)

- (幼稚園・認定こども園) 幼稚園と認定こども園では、在園児を対象にすべての園で実施しています。平成30年度の延べ利用者数は約54,440人(見込み)でした。
- (一般型) 保育施設では、公立保育園4園、民間保育園4園、民間認定こども園1園で実施しています。平成30年度の延べ利用者数は6,599人でした。

【量の見込みと確保量】

(幼稚園・認定こども園)

年間延べ利用人数(単位:人日)

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		70,538	79,250	84,874	94,595	105,736
B確保量	138,568	138,568	138,568	138,568	138,568	138,568
(施設か所数)	(13か所)	(13か所)	(13か所)	(13か所)	(13か所)	(13か所)
B-A		68,030	59,318	53,694	43,973	32,732

【確保の内容】

➤市内全域では量の確保はできていますが、臼井・千代田区域及び志津北部地域については、量の見込み分の確保ができていません。今後は、需要に応じた預かり保育の拡充について協議していきます。

<令和2年度>13か所

<令和3年度>13か所

<令和4年度>13か所

<令和5年度>13か所

<令和6年度>13か所

〈一般型※2〉

年間延べ利用人数（単位：人日）

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
B 確保量	19,920	19,920	19,920	24,720	24,720	24,720
(施設か所数)	(9か所)	(9か所)	(9か所)	(11か所)	(11か所)	(11か所)
B-A		9,520	9,520	14,320	14,320	14,320

※2 一般型……主に保育園等において、在園児以外の乳幼児を一時的に預かる事業

●表中の「量の見込み」は年間の延べ利用人数（見込数）を表します。一方、「確保量」はどの年齢の子どもが利用するか特定できないという事業の特性から、施設毎の1日当たりの確保枠数に開所日数を乗じた値として表記しています。利用する子どもが0歳児や食物アレルギーなどの配慮が必要な場合は、2枠分で預かることから、必ずしも枠数分の人数を預かれるわけではありません。

【確保の内容】

➤市内全域では、量の見込み分は確保できていますが、臼井・千代田区域及び志津南部区域については、量の見込み分の確保ができていません。他区域の一時預かり事業を利用するよう促します。

＜令和2年度＞9か所

＜令和3年度＞9か所

＜令和4年度＞11か所

＜令和5年度＞11か所

＜令和6年度＞11か所

区域別の量の見込みと確保量

〈幼稚園型・佐倉区域〉

(単位：人日)

佐倉	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		28,787	31,096	33,742	36,774	40,249
B確保量	68,528	68,528	68,528	68,528	68,528	68,528
(施設か所数)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)	(4か所)
B-A		39,741	37,432	34,786	31,754	28,279

〈幼稚園型・根郷・和田・弥富区域〉

(単位：人日)

根郷・和田・弥富	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		1,600	1,761	1,945	2,156	2,398
B確保量	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
(施設か所数)	(3か所)	(3か所)	(2か所)	(2か所)	(3か所)	(3か所)
B-A		6,000	5,839	5,655	5,444	5,202

〈幼稚園型・臼井・千代田区域〉

(単位：人日)

臼井・千代田	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		25,991	29,786	30,860	35,365	40,528
B確保量	29,558	29,558	29,558	29,558	29,558	29,558
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
B-A		3,567	772	▲1,302	▲5,807	▲10,970

〈幼稚園型・志津北部区域〉

(単位：人日)

志津北部	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		8,177	9,371	10,739	12,306	14,103
B確保量	9,734	9,734	9,734	9,734	9,734	9,734
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
B-A		1,557	363	1,005	▲2,572	▲4,369

〈幼稚園型・志津南部区域〉

(単位：人日)

志津南部	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		8,584	9,837	9,837	10,594	11,057
B確保量	13,148	13,148	13,148	13,148	13,148	13,148
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
B-A		4,564	3,311	3,311	2,554	2,091

区域別の量の見込みと確保量

〈一般型・佐倉区域〉

(単位：人日)

佐倉	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
B確保量	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
(施設か所数)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
B-A		5,100	5,100	5,100	5,100	5,100

〈一般型・根郷・和田・弥富区域〉

(単位：人日)

根郷・和田・弥富	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
B確保量	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
B-A		3,200	3,200	3,200	3,200	3,200

〈一般型・臼井・千代田区域〉

(単位：人日)

臼井・千代田	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
B確保量	720	720	720	3,120	3,120	3,120
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
B-A		▲1,300	▲1,300	1,020	1,020	1,020

〈一般型・志津北部区域〉

(単位：人日)

志津北部	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
B確保量	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
(施設か所数)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
B-A		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

〈一般型・志津南部区域〉

(単位：人日)

志津南部	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A量の見込み		2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
B確保量	0	2,400	2,400	4,800	4,800	4,800
(施設か所数)	(1か所)	(1か所)	(1か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
B-A		100	100	2,500	2,500	2,500

(6) 病児保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育園等での集団生活が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合、一時的にお預かりする事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】（※令和元年度時点）

➤病後児保育は佐倉地区 1 か所（平成 25 年 8 月～）、志津地区 2 か所（平成 24 年 12 月～、平成 25 年 1 月～）で実施しています。

➤平成 29 年 6 月から志津地区で「病児保育事業」を開始いたしました。

➤平成 30 年度の延べ利用者数は 332 人です。

➤平成 24 年度に事業を開始してから利用者は増加しています。

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
延べ利用者数（人）	98	134	101	270	332
施設数（か所）	3	3	3	4	4

【量の見込みと確保量】

年間延べ利用者数（単位：人日）

市内全域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
B 確保量	885	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
（施設か所数）	（3 か所）	（4 か所）				
B-A		0	0	0	0	0

【確保の内容】

➤今後は、病児保育事業の利用ニーズから施設か所数の適正化を検討します。

<令和 2 年度> 4 か所（志津地区 1 施設）

<令和 3 年度> 4 か所

<令和 4 年度> 4 か所

<令和 5 年度> 4 か所

<令和 6 年度> 4 か所

(7) ファミリーサポートセンター事業

児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）が相互に助け合い、地域の中で子育てをすることを支援する事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】（※令和元年度時点）

- 佐倉市ファミリーサポートセンター 1 か所（委託）
- 平成 30 年度末の会員数は、提供会員 157 人、依頼会員 924 人、両方会員 47 人の合計 1,128 人で、延べ利用者数は 4,280 人です。
- 平成 28 年度からの延べ利用者数は横ばい傾向にあります。

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
延べ利用者数（人日）	2,256	2,672	3,054	3,577	4,239	4,301	4,280
提供会員数（人）	94	122	134	169	184	183	157
依頼会員数（人）	335	441	538	673	805	846	924
両方会員数（人）	59	63	66	65	71	63	47

【量の見込みと確保量】

年間延べ利用者数（単位：人日）

市内全域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		4,600	5,000	5,400	5,800	6,300
B 確保量	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
（施設か所数）	（1 か所）					
B-A		3,400	3,000	2,600	2,200	1,700

【確保の内容】

- 量の見込み分の確保はできている状況です。今後は、佐倉市ホームページやこほう佐倉等で周知を図り、特に提供会員の増加を促します。
- 提供会員 1 人当たりの活動を週 1 回と見込み、確保量を算出しました。

- <令和 2 年度> 1 か所（増減なし）
- <令和 3 年度> 1 か所（増減なし）
- <令和 4 年度> 1 か所（増減なし）
- <令和 5 年度> 1 か所（増減なし）
- <令和 6 年度> 1 か所（増減なし）

(8) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ、子育て世代包括支援センター）

「子育てコンシェルジュ（基本型）」

子どもや保護者の身近な場所で、幼稚園、保育園、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて、相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業です。

「子育て世代包括支援センター（母子保健型）」

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に、保健師等の専門職が相談、支援を実施し、必要に応じて個別プランを作成するなど、保健・医療・福祉等の関係機関による切れ目のない支援を行う事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】（※令和元年度時点）

➤子育てコンシェルジュ

平成 26 年 10 月より市役所子育て支援課の窓口及び民間事業者への委託により実施しています。（計 2 か所）

➤子育て世代包括支援センター

平成 28 年 4 月より市内 4 か所で開所しました。平成 30 年 11 月に 1 か所増設し、市内 5 か所で実施しています。

【量の見込みと確保量】

「基本型」

事業実施施設数

市内全域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		2 か所				
B 確保量（施設数）	2 か所					
B-A		0 か所				

「母子保健型」

事業実施施設数

市内全域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		5 か所				
B 確保量（施設数）	5 か所					
B-A		0 か所				

【確保の内容】

子育てコンシェルジュ

- <令和 2 年度> 2 か所（増減なし）
- <令和 3 年度> 2 か所（増減なし）
- <令和 4 年度> 2 か所（増減なし）
- <令和 5 年度> 2 か所（増減なし）
- <令和 6 年度> 2 か所（増減なし）

子育て世代包括支援センター

- <令和 2 年度> 5 か所（増減なし）
- <令和 3 年度> 5 か所（増減なし）
- <令和 4 年度> 5 か所（増減なし）
- <令和 5 年度> 5 か所（増減なし）
- <令和 6 年度> 5 か所（増減なし）

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業）

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。訪問事業を実施することで、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とし、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保する事業です。

【提供区域】 1区域（市内全域）

【現 状】（※令和元年度時点）

- 平成30年度は出生した子ども961人に対し、訪問人数944人、実施率は99.64%です。
- 対象者から、出生通知書（ハガキ）や電話、メール等で訪問希望の連絡があれば、約2週間以内に日程調整の電話連絡を行い、保健師や助産師が約束した日に訪問しています。
- 通知書の返送がない場合は、電話による勧奨のほか直接訪問を行う等して、育児状況の確認を行っています。

【量の見込みと確保量】

年間訪問人数（単位：人）

市内全域	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
A 量の見込み		909	879	855	833	811
B 確保量		960	930	910	890	870
B-A		51	51	55	57	59

【確保の内容】

- 佐倉市人口推計（平成26年11月）の0歳児人口の推計値から、量の見込みを算出しています。
- 量の見込み分の確保はできている状況です。

(10) 妊婦健康診査

妊婦健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾病の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】（※令和元年度時点）

➤平成 30 年度は 922 人の妊婦に対して、妊婦健康診査受診券を 12,908 枚発券し、利用されたのは 11,413 枚、利用率（受診率）は 88.4%です。

➤県内外の医療機関、助産所に委託して実施しています。

【量の見込みと確保量】

妊婦健康診査受診券発券枚数（単位：枚）

市内全域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		13,300	12,950	12,600	12,250	11,900
B 確保量		14,000	13,650	13,300	12,950	12,600
B-A		700	700	700	700	700

【確保の内容】

➤量の見込み分の確保はできている状況です。

➤母子健康手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用を促進します。

(11) 養育支援訪問事業

児童福祉法に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【提供区域】 1 区域（市内全域）

【現 状】

➤平成 30 年度の延べ訪問件数は 464 件です。

➤こんにちは赤ちゃん訪問事業や関係機関からの連絡等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、保健師や育児支援ヘルパー等が訪問し、相談や支援を行っています。

【量の見込みと確保量】

延べ訪問件数（単位：件）

市内全域	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
A 量の見込み		420	420	420	420	420
B 確保量		420	420	420	420	420
B-A		0	0	0	0	0

【確保の内容】

➤量の見込み分の確保はできている状況です。

➤関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ア. 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

低所得で生計が困難である教育・保育認定保護者の子どもが、特定教育・保育を受けた際に、当該保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（実費徴収額）を助成する事業です。

イ. 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

幼稚園を利用する年収 360 万円未満世帯相当の子ども、または第 3 子以降の子どもの保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）に係る実費徴収額に対して、一部を補助する事業です。

なお、市では、主食費分も含めて給食費の補助を実施します。

- 本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業では無いことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

ア. 新規参入施設等への巡回支援

保育園などの特定教育・保育施設等を新設する際に、運営や実施に関する相談・助言、手続きに関する支援等を行うことで、民間事業者の新規参入を支援する事業です。

イ. 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

- 本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業では無いことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

第5章

基本施策の展開

第5章

基本施策の展開

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき市町村が策定する「佐倉市次世代育成支援行動計画」と一体のものとして位置付け、子ども・子育て支援制度における子育てを社会全体で支援する事業を進めていきます。

※他の個別計画に記載がある事業については、本計画には記載しないことを基本として整理しました。

基本目標 1 >>> 質の高い教育・保育の総合的な提供

(1) 幼児期の学校教育・保育サービスの提供

乳幼児期は、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、年齢に応じた質の高い教育・保育は一人ひとりの子どもが健やかに育つために必要不可欠であることから、発達段階を踏まえた質の高い教育・保育のための教育・保育内容の充実に努めます。また、質の高い教育・保育の実践には、教育・保育に携わる職員の専門的な知識と技術を身につけることが不可欠であることから、職員の専門性と資質の向上に積極的に取り組みます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
1	幼児期の学校教育の提供と充実 〔子育て支援課、学務課〕	・ 集団生活の中での学習や遊び体験が十分に行われるよう、幼稚園や保育園、認定こども園等における教育・保育内容の充実を図ります。
2	乳幼児期の保育サービスの提供と充実 〔子育て支援課〕	・ 保育園、認定こども園、家庭的保育事業等の新設、既存保育施設の定数増等により、待機児童ゼロを目指します。実施にあたっては、地域の供給バランスにも配慮します。 ・ 子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かり事業を実施し、利用しやすくしていきます。 ・ 保護者の病気などの理由により、家庭で養育を受けることが難しくなった子どもを預かるショートステイ事業等の受入れ先の拡充を目指します。
3	幼稚園教諭、保育士、保育教諭*等の資質の向上 〔子育て支援課、学務課〕	・ 質の高い幼児期の教育・保育を実現するため、幼稚園教諭、保育士の資質の向上を図ります。 ・ 保育士、臨床心理士等が施設を巡回し、教育内容や子どもの指導方法、環境の改善等について指導を行います。
4	給食内容の充実 〔子育て支援課、生活環境課〕	・ 子どもの健康の増進、食育の観点から、保育園、認定こども園等における給食内容の充実を図ります。 ・ 子どもの食に関する安全性を確認するために、食材等の食品放射能検査を行います。

*保育教諭：「認定こども園」は教育と保育を一体的に提供する施設であるため、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の免許と資格の両方を有している職員として配置されるもの（経過措置期間あり）。

(2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。認定こども園の整備については、地域の状況を考慮しながら普及に努めます。

幼稚園、保育園、認定こども園等が相互に情報を共有し、連携することで、より質の高い教育・保育の実現を目指します。また、幼稚園、保育園、認定こども園等と小学校が連携することで、幼児期における子どもの育ちと学びをつなぎます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
5	認定こども園の整備 〔子育て支援課〕	・保護者の就労状況等に関わらず利用でき、教育・保育を一体的に受けることが可能な認定こども園について、地域の供給バランスを考慮しながら普及に努めます。
6	幼稚園、保育園、認定こども園等の連携 〔子育て支援課、学務課〕	・質の高い幼児期の教育・保育を実現するため、幼稚園、保育園、認定こども園等が連携します。
7	幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校との連携 〔子育て支援課、学務課、指導課〕	・幼児期の育ちと学びは義務教育の基盤として重要なものであり、幼稚園、保育園、認定こども園等と小学校がともに子どもの育ちと学びをつなぐため連携します。

基本目標 2 >>> 地域における子育て支援

(1) 学童保育の充実

保護者が就労等により日中不在となる家庭の児童の健全な育成を支援するため、全小学校区において、学童保育を実施しています。

今後、余裕教室を活用した放課後子供教室との一体的運用や特別な配慮を必要とする児童への対応等について、教育委員会、福祉部局等と連携し、対応を検討していきます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
8	学童保育の充実 〔子育て支援課〕	・学童保育所を運営する事業所等と連携し、児童の健全な成長のために必要な保育内容について検討します。
9	学童保育所（児童クラブ）の整備 〔子育て支援課、教育総務課〕	・定員40人以上の施設について、余裕教室の活用や専用施設の確保などを検討します。

(2) 地域の子育て協力体制づくり

さまざまな機会、手段を通して、子育てを社会全体で行っていく必要性について、意識啓発を図ります。また、ファミリーサポートセンター事業を実施し、地域での子育て支援の基盤形成をさらに推進していきます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
10	社会全体で子育てをしていく意識の啓発 〔子育て支援課〕	・子育てを社会全体で行う必要性について、こうほう佐倉、市ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて意識の啓発を図ります。
11	ファミリーサポートセンター事業の実施 〔子育て支援課〕	・こうほう佐倉等を通じ、依頼会員、提供会員、両方会員の募集を広く行うことで、依頼者と提供者相互のニーズに応えられるようにします。

(3) 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり

子育て中の家庭が気軽に利用できる相談や学習の場、親子の交流の場づくり等を積極的に進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報が必要としているかたに届くよう、さまざまなメディアを活用して情報提供を行います。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
12	子育て情報の提供 〔子育て支援課〕	・子育て支援サービスに関する情報が、必要としている保護者や地域住民に的確に届くよう、さまざまなメディアを活用して情報提供を行っていきます。
13	地域子育て支援拠点事業の充実 〔子育て支援課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が気軽に集うことができる場所として、子育て支援センターにおける事業を継続するとともに、地域子育て支援拠点事業を実施している既存施設の事業の充実を図ります。 ・地域における子育て支援の拠点として、児童センターや老幼の館の事業の拡充を図ります。 ・しつけの際の子どもとのコミュニケーションのとり方を啓発し、体罰によらない子育て等を推進します。

14	利用者支援事業の実施 〔子育て支援課〕	・子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園、保育園、認定こども園等の施設や、地域子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、身近な場所で情報の提供や相談、援助などを行います。
15	その他の相談体制の充実 〔子育て支援課、健康増進課〕	・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）に限らず、さまざまな場所で育児に不安をもつ保護者が相談できるよう体制の充実を図ります。 ・子育て世代包括支援センターで、引き続き妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行っていきます。
16	育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の支援 〔子育て支援課〕	・育児サークル、子ども・子育てに関わる団体の活動が活発化するように、活動場所や情報提供などの支援をします。
17	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化 〔子育て支援課、社会福祉課、児童青少年課〕	・民生委員・児童委員、主任児童委員と、より一層の連携を図り、子育て支援を推進します。 ・民生委員・児童委員、主任児童委員に虐待防止やその早期発見を踏まえた研修を実施し、さらなる知識の修得を図ります。 ・民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の活性化により、ひとり親家庭へのよりの的確な支援を実施します。

（４）保護者の経済的負担に対する軽減

保護者の経済的な負担を軽減するため、児童手当の支給や給食費の補助などを行います。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
18	各種給付の充実 〔子育て支援課、児童青少年課〕	・幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化給付、児童手当の支給、医療費の助成等により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
19	給食費の補助 〔子育て支援課〕	・幼稚園、保育園、認定こども園に通う多子世帯等の給食費の負担軽減のための補助を行います。

基本目標 3 >>> すこやかに生まれ育つ環境づくり

(1) 妊産婦に対する相談・支援の充実

妊婦が安心して、そして安全に出産が迎えられるように相談・指導体制等を充実させます。母子健康手帳の交付により、母子の健康状態の記録と活用を促します。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
20	母子健康手帳の交付 〔子育て支援課、健康増進課〕	・妊娠の届出をした妊婦に、母子健康手帳を交付するとともに、面接を行いマタニティプランを作成、提供し、必要な支援を行います。
21	妊婦健診の実施 〔健康増進課〕	・妊婦健康診査にかかる費用を助成することで、妊娠中に必要な健康診査の受診を促し、病気の早期発見や予防に努め、すこやかな妊娠、出産を支援します。
22	妊婦訪問の実施 〔健康増進課〕	・不安のある妊婦や健康上心配のある妊婦に対し、訪問による相談に応じ、すこやかな妊娠、出産を支援します。
23	出産後の母親への支援 〔子育て支援課、健康増進課〕	・育児への不安や健康上心配のある等の母親に対してのケアを行い、支援します。 ・産後うつ等の予防のために、産婦健康診査を実施します。

(2) 乳幼児の相談・健診・指導の充実

健康の保持増進を図るため、乳幼児の相談や健診、指導等を実施します。また、育児不安や育児困難感を抱えていたり、孤立している保護者に対する相談等の支援に努めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
24	乳幼児健康診査の充実 〔健康増進課〕	・健康診査を定期的実施し、必要な保健指導や助言を行うことにより、乳幼児の疾病予防と健康の保持増進を図ります。
25	乳幼児相談・指導の充実 〔健康増進課〕	・乳幼児の発育、発達状態の確認と、それに応じた助言を行うことにより、発育過程を支援します。また、育児に係る様々な相談に対応することで、保護者の不安、負担感の軽減を図ります。
26	訪問指導の充実 〔健康増進課〕	・乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児訪問指導などの家庭訪問により、乳幼児の健康の保持増進と保護者の育児不安・負担の軽減を図ります。
27	母子保健に関する情報提供 〔健康増進課〕	・こうほう佐倉や市ホームページを活用したり健康教育の実施により、母子保健に関する情報提供の拡充を図ります。

(3) 安心できる医療の整備・充実

夜間や休日における子どもの急病に対処するため、小児初期急病診療所の運営を行います。また、さまざまなメディアを通じ、医療機関についての情報提供を進めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
28	小児救急等の充実と周知 〔健康増進課〕	・医療機関が休診となる平日の夜間、日曜、祝日、年末年始の昼夜間において、小児の急病に対処するため、印旛市郡医師会へ委託し、印旛市郡小児初期急病診療所の運営を行います。
29	医療情報提供の充実 〔健康増進課〕	・保健、医療等の情報を含めた子育て総合情報冊子、市の各種保健事業のスケジュールや医療機関一覧、急病診療所の情報等を掲載した健康カレンダーの作成、配布により、医療機関についての情報提供を進めます。

(4) 未来のママ・パパを育む取り組み

生命に関する教育を小中学校において行うことにより、子育ての喜びと責任を感じることのできる環境を整えます。また、育児に対する関心等を高めるため、世代間のふれあい体験の場を設けます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
30	大切ないのちを育むまなびの推進 〔指導課〕	・小中学校において、関係機関の協力を得て、子育ての喜びと責任を感じることができるよう、子育てに関する教育の推進を図ります。
31	ふれあい体験の推進 〔子育て支援課、指導課、社会教育課〕	・育児に対する関心、知識等を高めるために、中学生等を対象とした乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。 ・幼稚園、保育園、認定こども園等において、高齢者と子どもとのふれあいの機会をつくります。

基本目標 4 >>> 仕事と子育てを両立させる社会づくり

(1) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立のために、性別による役割分担意識にとらわれず、子育ては男女が協力しあって行うことであること等の意識の醸成を図るとともに、関係機関、民間企業等に子育て支援体制充実の必要性について啓発します。また、多様化する保護者の就労形態に対応し、保育サービスの多様化、拡充を図るとともに、産休、育休明けの保護者が希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供と受け入れ体制の確保に努めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
32	家庭、地域、職場等での男女平等参画意識の醸成 〔自治人権推進課〕	・家庭、地域、職場等において、男女平等参画意識の浸透が図れるよう、講演会等の啓発事業を行うとともに、開催や、男女平等参画推進センターにおいて、情報や学習の機会を提供します。
33	仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実 〔子育て支援課、産業振興課〕	・市内の企業や事業者には、子育て支援体制充実の必要性について啓発し、育児休業制度などの周知を図ります。 ・市内の企業や事業者には事業所内保育施設の設置を検討していただけるよう、企業主導型保育事業の助成制度の案内をします。
34	利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充 〔子育て支援課、学務課〕	・保護者の就労形態の多様化に対応し、幼稚園における預かり保育や保育園などにおける延長保育の実施時間拡充、一時預かり事業の拡充について検討します。 ・病児保育事業、病後児保育事業を継続し、事業の実施について周知するとともに、利用ニーズから施設数の適正化を検討します。 ・休日保育事業の実施について検討します。
35	産休、育休後の保育園等の円滑な利用の確保 〔子育て支援課〕	・保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、育児休業中の保護者に対して十分な情報提供を図るとともに、教育・保育施設等の受け入れ体制の確保に努めます。

基本目標 5 >>> 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

(1) 児童虐待の防止

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、児童相談所、警察、医療機関、学校、保育施設等との切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。また、支援の必要な妊産婦を含む子育て家庭への養育支援訪問事業を実施し虐待予防に努めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
36	児童虐待防止対策の充実 〔児童青少年課〕	・関係機関によるネットワークの連携を強化し、児童虐待の予防・発見・フォローアップ体制づくりを行います。
37	養育支援の充実 〔児童青少年課、健康増進課〕	・乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、専門知識や経験を有する者が訪問し、養育に関する相談及び指導を行い、養育支援の充実に努めます。
38	市民への啓発 〔児童青少年課〕	・こうほう佐倉、市ホームページ、ケーブルテレビ、ポスター等に加え、講演会等を開催し、虐待防止についての啓発や相談先、連絡先の周知に努めます。
39	家庭児童相談室の体制 〔児童青少年課〕	・家庭児童相談室の充実に図り相談体制を強化します。

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立に必要な情報提供や就労に対する相談等を進め、ひとり親家庭の自立に向けた支援を進めます。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
40	ひとり親家庭の子育て・生活支援の実施 〔児童青少年課〕	・ひとり親家庭の抱えている育児や生活に関する悩み事の相談窓口を充実させ、自立に必要な情報を提供します。 ・ひとり親家庭の方が、自立促進に必要な活動をする場合などにおいて、一時的に家庭生活支援員を配置し、人的支援を行います。
41	自立支援給付金事業の実施 〔児童青少年課〕	・ひとり親の職業能力を高めていく取り組みを経済的に支援します。
42	ひとり親家庭の経済的負担の軽減 〔児童青少年課、子育て支援課〕	・医療費助成や児童扶養手当の支給により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ・ひとり親の方がファミリーサポートセンターを利用した場合に費用の一部を助成します。
43	入学就職祝金の支給 〔児童青少年課〕	・ひとり親家庭の児童の勉学、勤労意欲の向上を目的とし、入学就職祝金を支給します。

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を図るため、関係機関の連携を強化します。また、障害のある子どももいない子どもも、ともに育つ取り組みを進めるため、障害に対する理解の促進を図るとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等における教育・保育の充実を図ります。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
44	関係機関の連携強化 〔子育て支援課、健康増進課、障害福祉課〕	・さくらんぼ園、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、健康管理センター（保健センター）、医療機関、児童相談所、児童センター、社会福祉協議会等の連携を強化し、子どもの成長に伴った指導、訓練が円滑に進められるようにします。
45	障害のある子どもの教育・保育の充実 〔子育て支援課、障害福祉課、指導課、教育センター、学務課〕	・幼稚園、保育園、認定こども園、保育所等訪問支援事業所等において、障害のある子どもの受け入れ体制の充実を図っていきます。
46	障害に対する理解の促進と、ともに育つ取り組み 〔子育て支援課、障害福祉課、指導課、教育センター〕	・子どもたちが障害に対する理解を深め、障害のある人と障害のない人がともに生活を送り、ともに生きる社会づくりについて、意識を高められるよう啓発を図ります。

(4) 多言語への対応

教育・保育施設等の利用者の国際化に対応するため、子ども、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
47	多言語への対応 〔子育て支援課、指導課、学務課〕	・日本語のわからない子どもや保護者がスムーズに施設を利用ができるよう、必要な支援を行います。 ・学校で日本語講座を開催し、学校環境への適応を支援します。

基本目標 6 >>> 子どもの最善の利益を支える仕組みづくり

(1) 子どもの主体性の尊重

子どもの主体性を尊重するための取り組みとして、子どもの権利条約等について周知を図り、子どもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。また、子どもの社会参加促進のため、行事等を通して、子ども自身が意見を表明し、企画していく力をつけるための支援をします。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
48	子どもの権利についての啓発 〔子育て支援課、自治人権推進課、指導課〕	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利条約及び子どもの権利の保障について、子育て支援情報誌等を活用して周知を図るとともに、児童福祉週間や家族の日のイベントを通じて啓発活動を進めていきます。 小・中学校において、子どもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。
49	子どもの社会参加の促進 〔子育て支援課、自治人権推進課、指導課〕	<ul style="list-style-type: none"> 子ども自身が意見を表明し、参加するため、子ども議会を開催します。 児童センターや学童保育所で子どもが中心となってイベントや行事をつくりあげていきます。 子どもの活動を支援する団体やNPO、ボランティア等の側面支援を図るとともに、新たな担い手発掘のためのイベント・講座等を開催します。

(2) 子どもの居場所の充実

子どもが安心して外遊びができるよう、安全な遊び場を維持、管理します。また、児童センターや公民館、図書館などを活用して、気軽に参加できるさまざまな活動を支援します。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
50	子どもが安心して遊べる環境づくり 〔子育て支援課、公園緑地課、生活環境課、教育総務課、学務課、社会教育課〕	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが近所で安心して外遊びができるように、身近な公園や広場などを維持・管理します。 体育館や校庭などの学校施設の開放を進めます。 小学校の余裕教室などを活用して行う放課後子ども総合プランの実施について検討します。 子どもが安全でゆとりある教育・保育を受けられるように、幼稚園、保育園、学校等の施設・設備の整備を行います。 子どもの遊び場の安全性を確認するため、学校や保育園、公園等の空間放射線量率を測定します。
51	児童センター等の充実 〔子育て支援課、社会教育課〕	<ul style="list-style-type: none"> 児童センター、公民館、図書館などを活用して、気軽に参加できるさまざまな活動を開催します。

(3) 子どもの生きる力を育む取り組み

いじめにより子どもが精神的、肉体的な傷を負うことがないように、関係機関や地域の連携を強化し、いじめの発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。また、子ども自身が相談できる力を育むため、相談体制等の充実や情報提供、来所相談や電話相談へ対応します。

No.	主要事業〔推進主体〕	内容
52	いじめ対策の充実 〔子育て支援課、学務課、指導課〕	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園、保育園、認定こども園等において、さまざまな体験をとおして、自分やまわりの人を大事にすることの大切さを学ぶ機会をつくります。・施設と地域が子どもの成長を見守っていけるよう、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、家庭、地域等との連携を強化するとともに、不登校やいじめといった様々な問題に対応します。
53	子ども自身が相談できる力を育む 取り組み 〔子育て支援課、指導課、教育センター〕	<ul style="list-style-type: none">・不登校やいじめ等のさまざまな問題に対応するため、相談・指導体制の充実、情報提供等を図ります。・学校教育相談員等による来所相談や電話相談への対応を実施します。

第6章

計画の実現のために

1 計画の推進体制

本計画では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進にあたっては、市民のニーズに応えるため、必要なサービスの量の確保・拡大と質の向上の実現を目指します。

このため、市だけでなく、これまで同様、民間活力や国・県の財政支援を最大限活用し、本計画の実現に向け、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等、地域子ども・子育て支援事業の事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

2 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「佐倉市子育て支援推進委員会」において、その進捗状況を確認していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証結果に基づき、必要に応じて改善を図ります。